

議長／ただいまから令和８年第２回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き、一般質問を続けます。

初めに、８番岩佐りょう子議員。

岩佐議員／第２回定例会に当たり一般質問いたします。

最初に、カザルスホールを契機とした文化芸術振興政策の強化と推進体制の整備についてお伺いします。

このたび、日本大学と千代田区との間でカザルスホールの活用に向けた基本方針が締結されたことを大変うれしく思います。

カザルスホールは、日本を代表する室内楽ホールとして世界的にも高い評価を受け、多くの優れた演奏家が舞台に立ってきた貴重な文化資産です。

その歴史あるホールを再び開かれることは、「教育と文化のまち千代田」を国内外へ発信する大きな契機であり、区長をはじめ関係者の皆様の御尽力に心から敬意を表します。

そこでまず、カザルスホールの再開時期についてお伺いします。

さて、私は、カザルスホールの再開は、単なる施設の再開ではなく、本区の文化政策を新たな段階へ進める絶好の機会であると考えています。

本区には、音楽、美術、演劇、伝統芸能など、多彩な文化団体や文化活動が存在し、地域の文化を支えています。

区も補助や事業支援を行っておりますが、各団体が個別に活動する中で、団体相互の連携や情報共有、人材育成、さらには次世代への継承を支える仕組みは、なお十分とは言えません。

スポーツ分野では、スポーツ協会が競技団体をつなぎ、行政との橋渡し役を担うことで地域全体のスポーツ振興を支えています。

文化芸術の分野においても、それぞれの団体をつなぎ、連携を促し、新たな活動を生み出し、文化の担い手を育てていく中間支援機能が、これからますます重要になるのではないのでしょうか。

また、カザルスホールは、建物を管理し、貸館を行うだけでその価値が発揮される施設ではありません。

優れた音響や歴史という財産を生かし、多彩な公演や人材育成、区民参加、国内外への発信につなげてこそ、その真価が発揮されます。

そのためには、文化芸術に関する専門的な知見に加え、企業や大学との連携、寄附や協賛など、多様な主体とともに文化を育てていく視点も欠かせません。

世界に誇る文化資産を持ちながら、その潜在力を十分に引き出せなければ、それは区民にとっても大きな損失です。

カザルスホールを「持つこと」ではなく、「生かすこと」に全力を注ぐべきではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

まず、区はカザルスホールを単なるホールとしてではなく、「教育と文化のまち千代田」を象徴する文化拠点として位置づけているのでしょうか。

また、その価値を区内全体の文化芸術振興へとどのようにつなげていくお考えでしょうか。さらに、現在、第5次文化芸術プランに基づき、各種施策が進められていますが、第6次文化芸術プランの策定に当たっては、文化団体相互の連携や人材育成、文化活動への支援、情報発信などを総合的に推進し、カザルスホールを核として文化芸術振興を持続的に発展させるための推進体制について、財団やアーツカウンシルなども含めて幅広く検討すべきと考えますが、区の見解をお示してください。

次に、改正社会福祉法を踏まえた、おひとりさま高齢者への支援体制について伺います。

6月19日に改正社会福祉法が成立し、身寄りのない高齢者等への支援体制が大きく見直されました。

今回の法改正では、社会福祉協議会が死後事務支援等を担う新たな第二種社会福祉事業が創設されるなど、これまで家族が担ってきた役割の一部を地域や公的機関が支える仕組みへと転換されました。

私は、この改正を単なる制度改正ではなく、「家族による支え」を前提とした福祉から「地域全体で支える福祉」への大きな転換点であると受け止めています。

そこでお伺いします。

区は今回の法改正をどのように受け止めているのでしょうか。

今回の改正は区全体の地域福祉の在り方を見直す契機であると考えますが、法全面施行までの約2年間でどのような準備期間と位置づけ、どのような支援体制を構築していく考えでしょうか。

現在、本区には地域包括支援センター、社会福祉協議会、CSW、地域包括ケアを担う様々な主体がありますが、連携し、伴走する体制はまだ十分とは言えません。

また、今回の法改正で支援の対象となるのは、戸籍上身寄りのない方だけではありません。親族が遠方に住んでいる方や家族との関係が希薄な方など「家族機能」を利用できない高齢者も増えています。

そのような方々を地域で支えるためには、CSWが地域との関係づくりではなく、電話やメール、必要に応じた訪問などを通じて継続的に本人とつながり、アウトリーチと伴走支援を担う役割をさらに強化すべきではないでしょうか。

また、行政だけで見守りを担うことは限界があります。

品川区をはじめ多くの自治体では、新聞販売店、宅配事業者、金融機関、某乳飲料の販売員などに見守り協定を締結し、日常業務の中で異変を察知した際に行政へつなぐ「ながら見守り」のネットワークを構築しています。

本区にも個別の協定はありますが、情報を共有し、CSWや地域包括支援センターにつなぐネットワークとして十分機能していると言えるでしょうか。

地域事業者を含めた見守りネットワークを構築し、支援につなぐ仕組みを整備すべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、国も高齢化の進展と担い手不足を踏まえ、ＩＣＴやデジタル技術を活用した高齢者支援を推進しています。

人による伴走支援を基本としながらも、ＧＰＳやセンサーなどのＩＣＴを積極的に活用し、人とデジタルを組み合わせた持続可能な見守り体制を構築すべきではないでしょうか。

また、入院・施設入所時の身元保証、終活、死後事務に関しては、消費生活センターや弁護士、専門職と連携しながら、悪質な契約や詐欺被害から高齢者を守る相談体制の整備が急務です。

先日御相談を受けたケースでは、施設入所のための身元保証契約だけのはずが、納骨、財産処分までの包括契約になっており、入所までに日が少ないことを理由に印鑑を押すことを急かされていました。

社会福祉協議会、地域包括支援センター、消費者センター、専門職、地域事業者、そしてＤＸを組み合わせた「千代田区版（？）おひとりさま伴走支援ネットワーク」を構築すべきと考えますが、区長の見解を伺います。

次に、ゆとりちよだについてお伺いします。

本区では、融資や経営相談など様々な中小企業支援策を実施しています。

その中で、「ゆとりちよだ」は、中小企業で働く方々の福利厚生を支える重要な事業として長年親しまれ、会員数も着実に増加しています。

一方で、物価高騰、人手不足の深刻化など、中小企業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

特に人材確保・定着は喫緊の課題であり、大企業との福利厚生格差を自社だけで埋めることは、多くの中小企業にとって容易ではありません。

現在のゆとりちよだは、チケットあっせんやレジャー・宿泊等の福利厚生サービスを中心に展開されていますが、こうした時代だからこそ、その役割をさらに広げ、中小企業を支える新たな基盤として機能を充実させていくことができないでしょうか。

例えば、リスクリングや資格取得支援など人材育成につながるサービスの充実、備蓄品の共同購入や防災セミナーなど防災力向上への支援、さらには商店街との連携による地域経済の活性化（？）の発展、町会・地域活動への参加を後押しする仕組みづくりなど、福利厚生を通じて「働く人」と「企業」「地域」をつなぐ取組も考えられます。

民間の福利厚生サービスが充実する時代であるからこそ、行政には民間と同じサービスを提供するのではなく、地域とのつながりや防災など、行政だからこそ実現できる価値を付加していくことが求められているのではないのでしょうか。

ゆとりちよだは、福利厚生の枠を超えて、中小企業支援と地域づくりを結ぶ事業として発展させていく考えについて、区の見解をお示してください。

最後に、猛暑の中で業務に従事する現場職員の処遇（？）について伺います。

インバウンドの増加により深刻化している秋葉原のごみ問題と、実効性のある環境美化対策を進められていることは高く評価しております。

しかし、その取組を支えているのは、日々現場で汗を流す清掃職員をはじめとする現場職員の皆さんです。

清掃のほかにも、道路や公園の維持管理など、多くの職員が屋外や空調設備の十分でない環境で業務に従事しています。

最近では命に関わる危険な暑さとなる日も多く、現場職員の身体的負担は年々増えています。こうした中、神戸市では全国に先駆け、WBGT（暑さ指数）を基準とした「夏季作業手当」を創設し、暑熱環境下で業務に従事する職員の負担や危険性を適切に評価する仕組みを導入しました。

猛暑が常態化する中、現場職員の処遇を見直す新たな視点として注目される取組です。

基本給や給与制度は23区共通であり、区単独で処遇を見直すことが大変難しいことは承知しております。

また、そのような中でファン付きベストなどをいち早く導入して、熱中症対策に積極的に取り組まれていることも評価しております。

しかし、今や猛暑は一時的な異常気象ではありません。

現場で働く職員の安全確保と人材確保のため、区として実施可能な取組をさらに進めるとともに、特別区長会や特別区人事委員会に対し、暑熱環境を適切に反映した処遇のあり方について積極的に制度改正を働きかけるべきと考えますが、区の見解をお示してください。

以上4点について、前向きな御答弁を期待して、質問を終わります。

ありがとうございます。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／岩佐議員のおひとりさま高齢者への支援体制に関する御質問にお答えいたします。

今回の改正社会福祉法は、近隣に頼れる身寄りがいない高齢者が抱える問題を、本人だけでなく行政や地域の支援者・団体が一緒になって解決するために、地域住民と支援機関との相互の協力で成り立つ包括的支援体制の強化を図ることを目的としており、これは区の考える方向性と思いを一にするものと受け止めております。

その上で、身寄りのない高齢者の支援については、議員御指摘のとおりコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）を擁する社会福祉協議会の役割が重要であるとともに、高齢者の日常生活における金銭管理等の支援を行う成年後見センターや、定期的な見守り訪問等を行っている高齢者あんしんセンターをはじめ、地域の支援者・団体も含めた多様な主体が互いに連携・協働して、社会全体で高齢者を支えることができる体制の整備が急務と考えております。

一方で、高齢者を支える人材が課題となる中、デジタル技術の活用を積極的に検討することでもあります。

これらのことから、改正法の全面施行までの期間を重要な準備段階と位置づけ、一人の高齢者を中心に関係者が連携し、継続的に関わる伴走型の支援を一層充実させることができるよう、相談支援・見守り・権利擁護を切れ目なく提供するための役割整理と連携強化、人材確保・育成や支援拠点の整備等を進めてまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／岩佐議員のゆとりちよだに関する御質問にお答えいたします。

ゆとりちよだは、発足以来、平成23年からは公益社団法人として、区内中小企業の従業員に福利厚生サービスを提供してまいりました。

区を主たる出捐者とし、会員は698社、6592名と過去最大規模に達するなど、区内事業者の経営基盤を人の面から支える役割を果たしてきたものと認識しております。

近年、人材確保や働き方をめぐる課題が中小企業にとって一層深刻化する中、民間の福利厚生サービスも多様化しております。

こうした中、ゆとりちよだに期待される独自の価値は、人材育成、防災、地域とのつながりなど、行政が支援する団体ならではの分野にあり、議員の問題意識と重なるものでございます。

現に、昨年度開始の「資格・検定試験受験料補助」が199件、区内ホテル連携の「食事補助券」が1263枚利用されるなど、リスキリング支援や地域経済との結びつきを意識した取組への需要が確認されております。

一方で、ゆとりちよだは区とは別の公益社団法人であり、事業は会員の会費に支えられております。

区は出捐者として運営を支援する立場にございますが、法人の自主性・独立性を尊重する必要があり、現行体制の下で直ちに大幅な機能拡張を図ることは困難でございます。

区といたしまして、ゆとりちよだを働く人・企業・地域をつなぐ団体として発展させる方向性を法人と共有し、会員ニーズを踏まえつつ、時代の要請に応える事業の実現に向けて協議してまいります。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／岩佐議員の御質問のうち、カザルスホールを契機とした文化芸術振興政策の強化と推進体制の整備についてお答えいたします。

昭和62年に誕生したカザルスホールは、国内外の著名な音楽家による演奏が数多く行われ、国際的にも高い評価を得てきました。

また、区のオーケストラフェスティバル、コーラスフェスティバル等も行われ、区民に親しまれた施設でもありました。

平成14年以降は日本大学の所有となり、平成22年以降は活用を休止していますが、施設の再開を望む区民等の強い声を受け、区と日本大学は令和7年10月から施設の再生に向けた協議を開始しております。

まず、再開時期についてでございます。

区は、本年6月19日に日本大学とカザルスホールの整備等に向けた「基本方針」を定め、今後は活用に関する区の考え方をまとめた「基本構想」を策定する予定です。

開設時期については、令和12年度を予定していますが、可能な限り早期の開設を目指します。

次に、カザルスホールの位置づけについてでございます。

第5次文化芸術プランでは「多様な主体との連携」の中にカザルスホールを位置づけており、今後も文化芸術基本条例の目的「文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く」を達成するための大変重要な施設であると認識しております。

そのため、区民が利用できる施設とすることとあわせて、質の高い文化芸術の発信、地域の企業や大学、文化資源等との連携、文化芸術に関わる人材育成等を行い、区内全体の文化芸術振興につなげたいと考えております。

次に、カザルスホールを核として文化芸術を持続的に発展させるための推進体制についてでございます。

カザルスホールの音響や歴史を生かし、その真価を発揮するためには推進体制が非常に重要です。

御提案の財団やアーツカウンシルの設立については様々な課題もございます。

カザルスホールを核として文化芸術振興を持続的に発展させることができるよう、今後推進体制についても幅広く検討を行ってまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／岩佐議員の猛暑下で働く現場職員への支援強化に関する御質問にお答えいたします。

区民生活を支える清掃事業をはじめとした作業現場において、猛暑の中でも日々作業等に従事し、地域の衛生環境等の維持・改善に貢献していることは、区民から高い信頼を得るとともに、区としても重要な役割を担っていると考えております。

また、近年の夏季における暑熱環境は年々厳しさを増しており、熱中症リスクへの対応や職員の健康確保は、人材の確保・定着の観点からも喫緊の課題と認識しております。

このため区は、現場職員に対してファン付き作業服の貸与や熱中症対策用品の整備等、働きやすい環境づくりを推進するなど、猛暑・酷暑対策に取り組んでおります。

一方、職員の給与や各種手当につきましては、特別区人事委員会勧告や給与制度との整合性を踏まえながら運用しており、他団体の制度動向や給与制度全体との均衡なども注視しつつ、検討していく必要がございます。

今般御提案の、現場職員の厳しい勤務実態に配慮すべきとの御趣旨は十分理解するところですので、区といたしましては、まずは熱中症予防対策や作業環境の改善、安全管理の徹底により職員の健康と安全を確保するとともに、特別区人事委員会や特別区人事・厚生事務組合における会議体等、様々な機会を通じて給与や手当の充実を積極的に呼びかけるなど、職員が安全・安心に働き続けられる環境整備に引き続き取り組んでまいります。

議長／次に、24番おのでら亮議員。

おのでら議員／令和8年第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

初めに、路上喫煙の罰則と対策について伺います。

本区においては皇居を除く全域が路上禁煙地区となっており、路上禁煙地区において喫煙または吸い殻を捨てた場合には過料処分の対象となります。

その処分件数は令和7年度において8862件と、3年前の2344件と比べて3.8倍となり、増加が続いております。

円安の進行から千代田区を訪れる外国人観光客が増えていることもあり、処分件数のうち約2割が外国人の違反によるものです。

先日、取締りの現場に密着しましたが、外国人の違反がそのときは8割であり、また、国籍も様々でした。

さらに現金を持っていないと言い張る外国人もおり、キャッシュレス対応の早期実施の必要性も実感いたしました。

また、朝の秋葉原の清掃ボランティアに参加したところ、スライドの写真にあるように路上喫煙禁止のペイントが道路に書かれているにもかかわらず、かなりの数の吸い殻が落ちており、中には中国語が記載されたたばこの箱も捨てられておりました。

2年前の一般質問でも指摘させていただいたところではありますが、円安の進行により、外貨換算での過料金額は下がり続けております。

2000円の過料徴収があることは多数の標識で示しているにもかかわらず、処分件数の増加に歯止めがかかっていないことから、現在の過料水準では過料導入時と比べて抑止力が落ちていることは明白です。

区では路上喫煙過料適正化検討会を開いており、「過料金額の引上げを検討する方向性は妥当である」との結果を得ております。

また、吸い殻ポイ捨ての状況を見るに、路上喫煙や吸い殻のポイ捨てが夜間に多くあるように思われます。

地域振興部にヒアリングを行ったところ、現在のところ、実質19時までの取締りにとど

まっております。

また、取締りに携わり過料を徴収する指導員は24名と、令和4年度から数は増えておらず、また、警告を行う委託警備員は22名と、令和4年度と比べ4名減っている状況です。渋谷区においては千代田区同様、区全域において路上喫煙違反者に対して過料2000円を徴収しております。

令和7年度の処分件数は2万7516件、千代田区同様に令和4年度比約4倍近く増加している状況です。

本区に比べ処分件数はかなり多く、巡回員は1日当たり最大60名、24時間365日、取締りに当たっているとのこと。

また、キャッシュレスにも対応しております。

本区においても24時間の取締りとまではいかないまでも、夜間取締り時間の延長をすべきと考えます。

一方で、夜間に取締りを行う場合、人材確保が難しいこと、また、お酒に酔った違反者への対応など、対応がやや難しくなることが想定されます。

本区の指導員は警察OBを中心とした2人1組を基本に巡回し、その取締りノウハウを発揮していただいていると聞いておりますが、退職自衛官の採用なども検討してはいかがでしょうか。

先日、山王祭が行われました。

区外から多数の参加者や来街者が訪れておりました。

各町会においては臨時喫煙所の設置などで対応しておりましたが、残念ながら堂々と路上喫煙をしている現場、その近くで顔をしかめる子供連れ家族を多数目撃しました。

一方で、取締りを行う指導員や委託警備員を見かけることはありませんでした。

多数の来街者が増えるイベント開催時にも周知や取締りを徹底すべきと考えます。

そこで伺います。

路上喫煙について早期に抑止力ある過料水準に引き上げるべきと考えますが、過料適正化検討会の結果を受け、どのように改定していくのか、現在の検討状況はいかがでしょうか。過料のキャッシュレスでの徴収について進捗状況をお示してください。

吸い殻のポイ捨て状況を見るに、夜の取締り時間延長と人員体制の強化が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、イベント開催時にも一定の取締りや来街者・参加者への周知徹底を行うべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、私立等幼稚園に通う子供への経済的支援について伺います。

本区においては令和8年度中に私立学校等就学者支援電子商品券交付事業、愛称「ちよだBRIDGE」が開始されます。

これまで区立学校就学者と私立学校等就学者への経済的支援には差があったところ、これに一定の均衡を図るものとして給食費・教材費相当額を交付するものであります。

他区よりも区立以外の学校に通う児童生徒の多い本区の地域特性を捉えた事業であり、保護者の方々から評価と期待の声を頂いております。

さて、本区では、令和7年度より全ての区立幼稚園において、園児に対し給食または弁当の無償提供が実現しました。

23区で初めての取組であり、保護者の経済的、また、弁当を作る時間的な負担を軽減する大変よい事業と考えております。

他方で、私立や国立の幼稚園に通う子は一部の給食を提供する園を除き、家庭で作った弁当を持参しております。

小中学生については昼食費にかかる経済的な負担に「ちよだBRIDGE」事業により均衡が図れますが、幼稚園児についても支援拡大を検討してはいかがでしょうか。

また、スライドのように、私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対しては、保育料等の負担を軽減し幼児教育の増進を図るための給付、私立幼稚園等保護者負担軽減事業が行われております。

こちらの事業は都の事業を活用し、区が独自に月額1000円を上乗せして給付を行っておりますが、昨今の物価や保育料上昇の考慮もなく、一定額の給付が続けられてきました。スライドでお示ししているように、近隣区との比較では新宿区、品川区、文京区、港区においては区独自の加算をより大きく行い、さらに所得制限も撤廃ないし緩和しております。また、入園料の補助も独自に行われております。

そこで伺います。

当会派の代表質問でも伺ったように、区は区立学校との均衡を図るため、学校種別を問わず、区内の全ての子供たちへの経済的支援を公平性に考慮して行う方針を示しておりますが、私立幼稚園等に通っている子供への支援も同様に行っていくべきではないでしょうか。また、私立幼稚園等保護者負担軽減事業が行われてきましたが、補助額は近隣区よりも低い水準が続いております。

補助額や所得制限撤廃について来年度予算編成に向けて見直しが必要と考えますが、見解をお示しください。

次に、路上弁当販売に対する食品衛生監視について伺います。

区長招集挨拶において、本年は昨年以上の猛暑が予想され、記録的な猛暑が常態化する中、区民の生命を守るため、あらゆる手段を講じていく旨が示されました。

歩道における「日よけ」の設置等、大変評価できるものですが、食品衛生管理についてはいかがでしょうか。

路上での弁当販売においては直射日光の中、長時間、机に弁当をおいて販売している姿や、炎天下冷房が効いていないキッチンカーで調理、盛り付けをしている姿を見て、購入して食べていいものか不安に感じているとの声を聞いております。

中央区保健所においては直射日光に当たり高温になった弁当を販売している路上弁当販売を行う「行商人」や「食品営業自動車」に対する監視・指導に加え、食品衛生夏期対策期

間である6月から8月を中心に、路上で販売されている弁当等の細菌検査を行っており、衛生状態の確認が行われております。

中央区の食品細菌検査指導基準に照らした結果はスライドのように不良率は4割程度、これは固定店舗よりも高かったことが示されております。

そこで伺います。

暑さが長く厳しくなる中、路上での弁当販売やキッチンカーにおける衛生管理に問題はないのでしょうか。

これまでこういった販売形態において食中毒の発生はないのでしょうか。

本区として監視・指導強化の必要性があるか見解をお聞かせください。

次に、選挙ポスター掲示板の設置について伺います。

選挙の際に設置されるポスター掲示板は公職選挙法施行令に基づき、法定設置数が決まるものの、人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的な数に設定することができると確認しております。

本区での過去3年の選挙において掲示板数は設置調整の問題等の理由により若干の減少しております。

一方、隣の中央区では「公園に何か所もある」との批判を受け、昨年の選挙において前回比3割減と積極的に削減を行い、予算削減にもつながったとのことでした。

本区の有権者は5万5000人、一方、中央区は15万人おり、約3倍の規模でございますが、設置数はほぼ同数となりました。

本区においても削減すべきではないでしょうか。

本年2月に行われた衆議院選挙においては104か所の設置となりましたが、その場所を見るに、近接した箇所に設置しているケースが10地区以上見られました。

スライドに例を載せておりますが、九段小学校、九段幼稚園の前にはおよそ50メートル間隔で2か所設置されております。

また、小川広場周辺や淡路公園周辺においては30メートル間隔で3か所ずつ設置している状況であり、法定数を充足するために単に設置していると疑われ、一つの公園に集中設置する合理性が見いだせません。

これでは区民の理解も得られず、税金の無駄遣いとして選挙に対するイメージも悪くなってしまうかと思われます。

そこで伺います。

他自治体において選挙ポスター掲示板の設置数を減らす動きが見られる中、本区では近接する箇所にも設置されておりますが、見直しを行うべきではないでしょうか。

また、設置箇所を削減する場合、その選定基準をどのように考えるか、調整や掲示板設置箇所の周知を区民及び立候補者にどのように行っていくのか、見解をお聞かせください。

以上、前向きかつ明快な答弁を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／子ども部長。

子ども部長／おのぞら議員の私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業についての御質問にお答えします。

私立幼稚園等に通う園児、保護者の負担軽減を目的に、区は昭和47年度より私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業を実施してまいりました。

この間、社会状況は大きく変化し、本区の当該事業の給付額が他区と比べて相対的に低額となっております。

また、保育園や区立幼稚園の保育料の無償化や、昨今では区立幼稚園の給食または弁当の無償提供が始まるなど、未就学児をめぐる環境は大きく変化しました。

こうした中、区は公立・私立にかかわらず、全ての千代田の子供たちへの支援を推進しているところでございます。

これらを踏まえ、私立幼稚園に通う保護者への支援を拡充する必要性は認識しており、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業について、今日に見合った制度となるよう、区として見直しを検討してまいります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／おのぞら議員の御質問のうち、路上弁当販売やキッチンカーに対する食品衛生監視指導についてお答えいたします。

まず、食中毒の発生状況ですが、記録が確認できる平成28年以降、区で許可を取得したキッチンカーや、区内の飲食事業者が路上販売した弁当に起因する食中毒はございません。区では、路上弁当販売等に対し、食品衛生監視員による監視に加え、令和3年5月から路上弁当販売監視員による監視事業を開始し、体制の充実を図りながら適正な指導監督に努めています。

昨年度は、キッチンカー1740件、路上販売207件について、衛生管理や販売状況の確認を実施し、不適正な事業者に対しては、食品衛生監視員が是正指導を行いました。

議員御指摘のとおり、近年は地球温暖化の影響により猛暑日が増加しており、屋外で食品を保管・販売する際の温度管理には一層の注意が必要です。

今後も引き続き、区民や来街者の食の安全・安心を確保するため、路上弁当販売やキッチンカーに対する監視指導の強化を図ってまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／おのぞら議員の路上喫煙対策に関する御質問にお答えいたします。

まず、過料額の見直しについてですが、本区の路上喫煙の取締件数は来街者の回復に伴い増加しており、令和7年度は8862件となっております。

秋葉原など繁華性の高い地域では、吸い殻のポイ捨てや区民からの苦情も継続しており、現行の過料水準が十分な抑止力を有しているか、改めて検証すべき状況にあると認識しています。

昨年度の有識者による検討においても、過料額見直しの合理性は認められるとの所見を得ております。

現在、抑止効果の分析や制度設計を進めており、周知期間も要することから、改定額や実施時期を明確にお示しすることは困難ですが、関係機関との調整を急ぎ、議会にも適時御報告しながら見直しを進めてまいります。

次に、過料徴収のキャッシュレス化についてです。

徴収の確実性と現場対応の効率化を図るため、本年秋を目途に導入する予定でございます。クレジットカード、交通系IC、コード決済などに対応する仕組みを整備しており、インバウンドへの対応力向上にも資するものと考えております。

次に、夜間の取締体制についてです。

吸い殻の散乱状況などから、飲食後の夜間帯に違反が集中する傾向が見られ、昼間中心の取締りでは十分な対応が困難でございます。

一方、夜間帯は酔客対応など指導員の安全確保が重要であり、複数名体制が不可欠でございます。

このため、時間帯別・地域別の違反状況を踏まえ、夜間帯の比重を段階的に高めつつ、昼間帯とのバランスに配慮した効果的な配置を検討してまいります。

指導員の確保についても、警察OBに限らず幅広い人材を視野に協議してまいります。

また、祭礼や大規模イベントの際には、主催者への事前申入れを徹底するとともに、当日の巡回・取締りや来街者への周知を組み合わせ、実効性ある対応を図ってまいります。

併せて、臨時喫煙所の届出制についても検討してまいります。

いずれにいたしましても、過料水準の見直し、徴収方法の改善、夜間体制の強化、イベント時の対応を一体的に進め、路上喫煙対策の実効性を一層高めてまいります。

議長／選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長／おのでもら議員の選挙運動用ポスター掲示場に関する御質問にお答えいたします。

本区におきましては、オフィスビルや店舗が多いなどといった地域特性等もあり、ポスター掲示場を安全かつ継続的に設置できる場所は限られております。

そのため、法令に準じた数を設置するために一部を私立学校や民間企業等にもお願いして設置させていただいているところではありますが、大半を公立学校や公園等の公共施設に

設置しております。

また、議員御指摘のとおり、当該公共施設の周囲に複数設置せざるを得ない箇所もある状況でございます。

そのような中、本区選挙管理委員会におきましては、近隣区を取組を参考に議論を行い、選挙運動用ポスター掲示場の近距離での設置や、通行の状況なども考慮の上、設置箇所の見直しを検討しているところでございます。

なお、検討に当たりましては、単に減数することだけを前提にせず、代替の設置場所を探して各投票区の現地調査を行っておりますが、代替場所の確保が難しい箇所が多い状況でございます。

今後につきましては、地域の声をお聞きするとともに、適宜、設置場所の現地調査を行った上で、選挙管理委員会におきまして総合的に判断していくこととなります。

また、掲示場設置場所の周知についてですが、候補者の皆様向けに従前同様に紙媒体の地図を御用意するとともに、区民の皆様も対象としたデジタルを活用した情報発信として、区ホームページにポスター掲示場の位置情報を掲載するなどの検討をしているところでございます。

議長／次に、17番田中えりか議員。

田中議員／令和8年第2回定例会に当たり、国民民主党所属議員として一般質問をさせていただきます。

千代田区における包括的「おひとりさま政策」の推進について。

そして、一時利用の自転車駐輪場の設置促進について質問いたします。

現在の千代田区を取り巻く社会構造、とりわけ世帯構成の変化は、既に不可逆的な新しいフェーズに突入しているといえます。

令和5年度にまとめられた「千代田区人口動向と人口推計」、そして令和7年度策定の「第4次住宅基本計画」のデータによると、令和2年執行の国勢調査の段階で、既に本区の総世帯数における約57%が「単身世帯」、いわゆる「おひとりさま」であることが示されています。

その割合は全国的にも増加傾向であり、本区の世帯構造において、単身世帯はマイノリティや特別な存在ではなく、圧倒的多数、マジョリティとなって久しい状況にあります。

単身世帯に次いで多いのは、全体の約20.3%を占める「2人世帯」です。

本区における2人世帯の多くは「夫婦のみの世帯」となっており、それは、配偶者や同居人を病気や事故などで失った瞬間に単身化するリスクを常にはらんでいるということを意味します。

このように現在の単身世帯と、将来の単身世帯予備軍である2人世帯を合算すると、実に区民の約8割が「おひとりさま、あるいはその予備軍」という人口構造を有していること

になり、この数字は全国平均や東京都、さらには特別区の平均と比較しても高い割合となっています。

資料に示されている将来の単身世帯数の右肩上がりの推移を示すグラフは、単に「新たに若年層の単身者が本区に引っ越してくる」という人口流入の側面だけを示しているわけではなく、「今いる２人世帯が、年齢とともに単身世帯へと変化していく」という構造を内包しています。

このような状況下において、本区がこれまで講じてきた高齢者施策について、高く評価すべき点が多くあります。

平成１６年度から開始した「高齢者等家賃債務保証制度利用支援」、平成１９年度からの「居住安定支援家賃助成」といった長年の地道な取組に加え、昨年度には物件オーナーの原状回復費用等の損害を補償する事業に着手したことは、民間賃貸住宅に暮らすおひとりさまの「住まいの権利」を守る上で大変心強く、全国的にも先駆的な決断であると高く評価するものです。

しかしながら、おひとりさまが抱える課題は、決して「高齢者」に限ったものではありません。

本区には、職住近接や高い利便性を求めて居住する、２０代から５０代の現役世代の単身者も数多く存在し、その割合は世帯数全体の４７．４％にも及んでいます。

従来の「現役世代に結婚して家庭を持ち、老後は子供世代に支えられる」という社会モデルを前提とした行政サービスのままでは、区民の半数以上のニーズをカバーできなくなっています。

全世代型かつ「単身であること」を前提とした新たなセーフティネットの構築が急務といえます。

近年の全国的な一人暮らし・身寄りのない高齢者の増加を受け、先月１９日には改正社会福祉法が参議院本会議で可決・成立し、三親等内の親族がいない単身高齢者への支援が国の事業として整備されることになりました。

それに先立ち、先月１７日に成立した改正民法によって成年後見制度の終身制が廃止され、利用の途中終了が可能になることに伴い、新たな仕組みは成年後見制度の利用を終えた人の受皿になると想定されます。

従来の「親族が同居している前提の福祉」から「おひとりさまであっても、最後まで尊厳を持って安心して暮らせるまち」へと舵を切ることは、千代田区民を守るだけでなく、日本全体の地方自治体のモデルケースとなるのではないのでしょうか。

以上を鑑み、２点お伺いします。

本区における「発見遅延死ゼロ」を実現するためにも、現在は事前登録制で行われている支援を、緊急時に事前登録なく公的なサポートを受けられる制度へ拡充するなど、高齢者に限らない、若年層・現役世代を含む「単身世帯」に焦点を当てた孤立・緊急対策などの施策を展開していく必要があると考えますが、御見解を伺います。

あわせて、会話AIロボットの活用推進や、見守りテックの導入推進、水道や電気の使用量自動検知やスマートセンサーによる「24時間安否確認システム」の導入推進など、デジタル技術を活用した孤独・孤立対策と見守り支援を本区としてどのように推進していくお考えか、お聞かせください。

また、2015年に全国初の自治体独自の終活サポートを開始した神奈川県横須賀市の先行事例等を参考に、心身ともに元気なうちに緊急連絡先や遺言書・エンディングノートの保管場所、葬儀の生前契約情報、遺品整理の希望などを登録できる「終活登録制度」の創設等の支援を行なっていく必要があると考えますが、御見解を伺います。

あわせて、十分な年金支給が見込めない氷河期世代の高齢化に伴い、単身高齢者の住まいの確保に関する支援のニーズが高まると考えますが、現在本区が行なっている支援と今後の方針についてお聞かせください。

次に、一時利用（コインパーキング式）自転車駐輪場の空白地帯への設置促進についてです。

自転車は、環境に優しく手軽な移動手段として、多くの区民の日常生活に欠かせないものとなっています。

特に、近隣への買物や外出など、短時間駐輪するための「一時利用自転車駐輪場」は、利用者の利便性向上だけでなく、放置自転車の未然防止や安全で快適な歩行空間の確保という観点からも、極めて重要なインフラと考えます。

しかしながら、現在の本区における一時利用駐輪場の整備状況について、分布地図を確認すると、秋葉原や神田、神保町をはじめ、東側のエリアに著しく偏在している一方で、西側のエリア、番町、麴町、九段、飯田橋周辺などには、区営の一時利用駐輪場が存在せず、すっぽりと抜け落ちた「空白地帯」となっている実態が一目瞭然となっています。

本区の資料によると、現在、千代田区内には17か所の一時利用駐輪場が整備されています。

近年、新たに設置された施設としては、令和5年の神田花岡町22台、令和6年の神田駅北13台、そして本年4月の神田駅南44台と、着実に台数は増えているものの、これらはいずれも既に駐輪場が比較的整備されている東側エリアにとどまっており、長年課題となっている西側エリアの空白地帯の解消に向けた新規設置の動きが見られず、地域間の利便性の格差が固定化してしまっているといわざるを得ません。

空白地帯にお住まいの区民の皆様からは、「ちょっとした買物に行きたくても、安心して自転車を止められる場所がない」、「少しの時間停めただけで撤去の対象となってしまうため、自転車での外出をちゅうちょしてしまう」といった切実な声が数多く寄せられています。

本区において、住む地域によって基礎的な行政サービスの享受にこれほどの差が生じている状況は、早急に改善すべきと考えます。

そこで、具体的な解決策として、例えば、「未利用の狭小公有空間の徹底的な洗い出しと活用」が挙げられます。

数十台規模のまとまった土地ではなくとも、公道上のデッドスペース、公園の外周部、公有施設のちょっとした空きスペースなど、数台から十数台程度であれば設置可能な場所はまだ眠っているはずです。

例えば、本年３月末にオープンした東郷元帥記念公園の上段部分は、バリアフリー法に基づく特定経路である二七通りに面していますが、この入り口脇は現在、フリースペースのようになっており、下段含め公園内の敷地ということで道交法の適用を免れることからバイクの駐輪問題や、駅近であることから、通勤など長時間の放置が問題となっており、公園のオープン当初より一時利用の駐輪場等の設置を要望しておりますが、数か月がたった現在も、バイクの駐輪禁止の貼り紙がされただけで抜本的な解決に至っていません。

なおスライド画像は撮影後、速やかに所管である道路公園課に共有済みのものとなります。そのほかの解決方法として、民間の商業ビルやマンションなど私有地の空きスペースや公開空地を活用するなど「民間施設との連携強化」も探っていく必要があるのではないのでしょうか。

以上を踏まえ、２点伺います。

本区内の一時利用駐輪場の分布に著しい偏重があり、長年にわたり現在に至るまで特定の地域が「空白地帯」となっている現状及び新規設置が滞っている状況について、本区はどのような課題意識をお持ちでしょうか。

この空白地帯の解消に向け、前述の東郷元帥記念公園を含む公園の外周部や公道、公有施設のスペースなど「狭小公有地の徹底活用」、「民間施設や公開空地の活用」を含め、利用者である区民の切実なニーズに応える実効性のある改善策を今後どのように展開していくお考えでしょうか。

御見解を伺います。

以上、関係理事者の前向きな答弁を求め、千代田区における包括的おひとりさま政策の推進について及び一時利用の自転車駐輪場の設置促進について、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

保健福祉部長／田中議員の心身ともに元気なうちに終活への備えを支えるための終活登録制度の創設などの支援に関する御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、本区では単身で暮らす方が非常に多く、高齢者では４割の方が単身で暮らしている中で、こうした方々が心身ともに元気なうちから終活への備えを支援する仕組みが必要であると考えております。

その際には、特に単身の高齢者から地域とのつながりの中で日常生活上の見守りを希望される声も多いため、高齢者の将来の要望を把握し、支援に活用する仕組みづくりや、制度が複雑な終活への備えの適切なサポートなど、行政が高齢者に寄り添った支援を行うことは、本人のみならず周囲で支える地域の方々にとっても非常に重要な取組だと考えております。

また、高齢者の要望を把握・活用する手段として、日頃の相談対応や見守りの中で、終活にまつわる意向を聞き取り、必要な情報を収集・管理する仕組みを設けるなど、区民のニーズも踏まえながら適切な取組についての研究を進めることが重要と考えております。こうした考え方の下、まずは単身高齢者の日常生活や終活にまつわる支援のあるべき姿について、社会福祉協議会などの関係機関と意見交換を行い、必要な取組を検討するとともに、今後も単身世帯への支援を研究してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／田中議員の一時利用駐輪場の課題と改善策についての御質問にお答え申し上げます。

一時利用が可能な自転車駐輪場の整備に当たりましては、用地の確保はもとより、歩行者の安全性や周辺環境への影響など、整理すべき課題がそれぞれの場所においてございます。一方、現在、御指摘のように地域によって設置状況には差があり、利用を希望される区民の方にとって利便性の面で課題があるものと認識をしております。

したがって、今後、駅周辺や商業施設周辺など、自転車利用の需要が見込まれる地域の状況を丁寧に把握し、地域の皆様の御意見も伺いながら、既存施設への設置の可能性や民間事業者との連携、道路・公共空間のさらなる活用など、様々な手法について検討してまいります。

また、御指摘の東郷元帥記念公園につきましても、二七通り沿いにおける放置自転車対策と公園利用者の利便性向上を図るため、一定時間無料で利用できる一時利用駐輪場の整備を検討してまいります。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／田中議員のおひとりさま政策に関する御質問のうち、単身高齢者の住宅確保支援に関する御質問にお答えいたします。

区は、単身高齢者の賃貸住宅での死亡事故等に対する家主の不安を払拭し、高齢者が入居可能な住宅の量的な拡充を図るため、原状回復費などを補填する「高齢者向け家主サポート保険事業」を昨年7月に開始し、昨年度は11件の申込みがございました。

引き続き、制度の利用拡大に向け周知方法の工夫を図るとともに、お話しの水河期世代の高齢化への将来的な対応も含めまして、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを図ってまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／田中議員の、孤立・緊急対策に関する御質問にお答えいたします。

本区では、若年・中年世帯の単身世帯割合が年々上昇し、令和２年の国勢調査では約半数を占め、高齢者も含め単身世帯が多いことが特徴の一つであることは御指摘のとおりです。区ではこれまで、特に支援の必要性が高いひとり暮らし高齢者に対し、救急通報システムの設置や見守り相談窓口による安否確認、食事支援・生活支援などを実施し、関係機関とも連携しながら安心して生活できる環境整備を図ってきたところです。

特に単身世帯については、地域とつながりを持ち、孤立しないことが重要であり、コミュニティ醸成支援や高齢者の社会参加促進などの取組を進めるとともに、令和８年度からは、若年層等を対象とした地域交流や参画を促進する取組を新たに開始するなど、多様な世代が地域と関わりを持てる環境づくりを進めています。

御提案の単身世帯に焦点を当てた施策につきましては、今後の人口構造を見据えた重要な課題提起として受け止めております。

一方で、全体的なニーズや行政の関与の必要性、費用対効果、支援の優先度、課題などを総合的に勘案する必要があります。

今後は、ＡＩ等を活用した見守り手法の技術動向も注視し、高齢者支援のさらなる充実を検討するとともに、社会状況の変化を注視しながら、単身世帯に関する適切な施策の在り方について検討してまいります。

議長／次に、７番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／日本共産党の牛尾こうじろうです。

一般質問を行います。

最初に、物価高やイラン戦争の影響から事業者や医療機関を守る施策についてです。

アメリカ、イスラエルによる無法なイランへの戦争は和平に向けた「覚書」を交わしましたが、協議がまとまるかは見通せない状況です。

ホルムズ海峡の船の運航についても戦争前のように戻るのにはかなり時間がかかるとも言われております。

ホルムズ海峡封鎖によって石油や石油関連商品の不足、高騰が事業者や住民の暮らしにも大きな影響を与えています。

私は区内の医療機関、介護事業者、建設関係、クリーニング店などの事業者から、影響を聞き取りました。

スクリーンにあるとおり、イラン戦争は様々な影響を事業者に与えております。

まず、区としてイラン戦争の区内事業者への影響を聞き取り、事業者が望む支援策を調査してはいかがでしょうか。

６月２日、私は我が党の都議、区市町議員と共に関係省庁へのナフサ不足などの問題への申入れに参加しました。

各自治体からは今のナフサ不足、資材高騰による影響はコロナ禍以上だと深刻な状況が語られました。

それを示すかのように、帝国データバンクの集計によると、2026年1月から5月の企業倒産は累計で4307件と前年同期比で増加しており、年間でも前年度に続き1万件超の高水準が見込まれております。

全国知事会も事態を深刻に受け止め、政府に対し自治体が物価高騰対策を柔軟に展開できるよう、必要な財政措置を講じることや、電気やガスなどの料金の負担軽減などを提言しています。

しかし、政府は「ナフサは足りている」「ものが足りないのは目詰まりを起こしているだけ」と実態を見ない態度です。

そこで、区としても事業者の実態を政府に伝え、区としてコロナ禍において実施された支援制度、雇用調盤助成金や持続化給付金制度と同様な支援策を国に求めるべきではないでしょうか。

また、東京都に対しても、家賃等支援給付金等の復活を求めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

区長は招集挨拶で「地域産業の持続的な発展を図る」としていますが、打ち出しているのはスタートアップへの支援などが中心で、長年、まちのコミュニティを支えてきた事業者の営業(?)を支えるものではありません。

江東区では、エネルギー価格高騰対策補助金、豊島区では、賃上げ促進支援金と、中小零細企業を直接支援しております。

改めて、区としても資材高騰分、電気などの値上げ分などの補助金などの直接支援を求めます。

御答弁ください。

さて、物価高、イラン戦争の影響を受けているのは事業者だけではありません。

医療機関も深刻な影響を受けております。

区内の病院のみならず、訪問看護ステーション、通所介護施設、治療院、大手の病院も何らかの影響を受け、負担も増えております。

区内のある病院長は「政府が診療報酬を3%に増やしたが、小規模病院には恩恵はないし、物価高に見合わない」と言います。

さらに、この院長は病院の消費税の負担を嘆いておりました。

保険診療には消費税はかかりません。

一方、病院で資材の購入には消費税を支払わなければいけません。

この病院では病室のエアコンを全て新しくしました。

4000万円の費用で消費税400万円。

院長は「消費税が福祉目的税というならば病院の負担する消費税は全額補助してほしい」と訴えました。

区に対しても、「長年住民の医療に尽くしてきたつもりだ」と区独自の補助を求めておりました。

そこで、区内の診療所や病院の状況を医師会の協力なども得て調査し、必要な支援策の具体化を求めます。

いかがでしょうか。

次に、再開発事業と住まいについて質問します。

一連の物価高騰は、再開発事業にも大きな影響をもたらしております。

事業計画が認可された再開発事業も、この間、見直しを余儀なくされております。

私は、飯田橋駅東地区の再開発事業を事例に、端的に2点伺います。

第1に補助金です。

第1回定例会で私が飯田橋駅東地区の再開発事業で補助金の額が増えているのではないかと問うたところ、区は「現時点で確定していない」と答弁し、再質問で「補助金が増えることがあるか」と質問したところ「あり得る」と答弁しました。

私は、当該再開発事業について、当初20億円程度と見込まれていた補助金が170億円の膨らんだと聞いています。

これは事実ですか。

第2に、地権者の権利床です。

物価高騰や建設費の上昇などで事業費が上昇し、結果、地権者が従前の土地や建物の評価に応じて取得する床、いわゆる権利床がどんどん目減りしていると聞きます。

従前の4割程度にまで縮小され、「これでは生活できない」「営業できない」という悲鳴が私たちに寄せられております。

当該事業は当初、全地権者の賛成を背景に都市計画決定されました。

しかし、このほど事業計画の変更が議案となった組合の総会では、少なくとも住民地権者が反対したと聞いていますが、これは事実ですか。

以上、2点について御答弁ください。

次に、再開発事業に関連して2点質問します。

一つは、千代田区が今検討している「再開発事業事前・事後の評価制度」についてです。

事前・事後を評価する際、①従前居住者のうち、どれだけの住民が住み続けられたか。

②CO2の排出量の削減にどれだけ貢献した事業か、この2点を基準に加えることを提案します。

いかがでしょうか。

いまひとつは、「区道の宅地化」の公正で透明なルール化についてです。

九段南一丁目の再開発事業は、千代田区で区道の一部を宅地化を行った最初の事業となりました。

どのような方法で宅地を評価したのか御説明ください。

そもそも、公共用地の土地価格なるものは存在しません。

そのため大街区化を勧める国交省でさえ評価の仕方を示せないでいます。

しかし、何らかの評価をしなくては公共用地を処分できません。

そこで便宜的に、「公共用地」を「宅地」と見なし評価するというやり方が取られているのでしょう。

区道も区民の共有財産です。

宅地としての評価は、公正・透明でなければなりません。

評価の手段として、せめて複数の人が不動産鑑定に当たるといったルールが必要ではありませんか。

御答弁をお願いします。

次に、住まいについて質問します。

一つは仮住宅の目的外使用についてです。

仮住宅居住者から「使用料が毎年上がり続け、生活できない」という声が寄せられております。

「千代田区の仮住宅の目的外使用に関する取扱い要綱」によると神保町仮住宅の月額使用料が37平米で16万6200円、麴町仮住宅の月額使用料は34.9平米で23万8800円となっています。

居住して最初の年は使用料の4割、そこから毎年、家賃が1割ずつ加算されていきます。

仮に神保町仮住宅で16万円余の部屋に4年間住むと、使用料は約11万6000円となります。

仮住宅の利用世帯は、火災等で財産を失い、また、高齢で低所得世帯が少なくありません。

公営住宅の所得階層の高齢世帯に月額十数万円の使用料を求めるのは、あまりにも過酷ではありませんか。

区長の見解を求めます。

そもそも仮住宅の目的外使用の根拠法は、行政財産の使用許可を規定した地方自治法第238条の4第7項です。

「その用途又は目的を妨げない限度において」使用を許可できるというものです。

仮住宅は「区営住宅の建替え等事業の円滑な実施を図るため」に設置されたものです。

現在、区営住宅の建替え計画はなく、仮住宅の多くは空き室です。

「用途」はもちろん「目的」を妨げる状況ではありません。

しかも、周辺の自治体における公営住宅等の目的外使用の規定を見ると、使用料は公営住宅の例にならうか、免除規定まで設けています。

近傍同種家賃を基準に使用料を定める千代田区のと綱は、あまりにも大きくかけ離れています。

同じ自治法に根拠を置く要綱がなぜこれほど違うのか。

区長、「数万円の年金では、どんなにアルバイトしでも家賃を払えない」という声に耳を傾けるべきです。

公営住宅に当選するなど、利用世帯が安定した住まいを確保できるまで公営住宅の使用料で対応すべきではありませんか。

答弁を求めます。

次に、最低居住水準についてです。

最低居住水準は、健康で文化的な住生活を営むために必要不可欠な住宅の基準の一つとして、国の住生活基本計画に定められてきたものです。

その規定が3月27日の閣議決定で削除されました。

千代田区も第4次住宅基本計画で最低居住水準の記述が大幅に変更され、「これまで最低居住面積水準未達の世帯の解消を目指してきましたが、「住生活基本計画」の変更に合わせて、成果指標としても目標値は設定しないもの」とするとし、「今後は、最低居住面積水準未達率」について、単に「動向にも注意する」というだけにとどめ、「世帯構成や多様なニーズに即した住宅の供給がなされるような住宅施策を展開」と変わってしまいました。

これは、第二次住宅基本計画での公共の役割を「市場の補完」に変更し、住宅供給を市場原理に委ねてしまったのに続き、居住の質的確保からも公共が手を引いて、市場に任せてしまうことの宣言ですか。

区長の答弁を求めます。

不動産経営研究所の松田上席主任研究員は、都政新法で「都営住宅が建設されていた時期は、住宅価格を抑えるのに効果があった」と述べております。

公的住宅は、住宅価格を抑えるという役割も果たしてきたのです。

ところが、国・都・区が住宅供給を市場原理に委ねてしまったことが、今日の住宅価格の異常な高騰をもたらす一つの要因となっているのではありませんか。

そして、今度は「家賃が払えなければ、狭い住宅で我慢しろ」と言わんばかりの改定です。

住まいは人権です。

今こそ住宅分野に公共を取り戻すときです。

千代田区は住宅戸数に占める公共住宅の割合が、都心3区で最低です。

借上げを含む公共住宅の供給とともに、最低居住面積水準の解消を引き続き目標に掲げることを強く求めます。

最後に、平和教育についてお尋ねします。

沖縄県名護市辺野古沖で研修旅行中の高校生らが死亡した小型船転覆事故。

犠牲になられた方への哀悼の意を表したいと思います。

事故原因の究明、徹底解明、再発防止策、遺族への謝罪や補償など誠実な対応が求められます。

ただ、この問題で文部科学省が、研修旅行の学習内容が「政治的活動を禁じる教育基本法14条2項に反する」との見解を発表し、今後、全国の学校を対象に教育活動の実施状況を調査するとしています。これは教育への不当な介入と言わなければなりません。

教育基本法14条2項で禁じているのは、特定の政党を支持または反対するための党派的

な教育や活動で、極めて限定されています。

また、14条1項では「必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と規定されています。

今回の文科省の判断が、教師たちに政治問題を取り上げることに二の足を踏ませ、生徒たちが現代の課題を学ぶ機会を奪うことになりかねないとの指摘もあります。

まず伺いますが、時の政権や政治家の意向で子供たちへの教育が歪められてはいけない、学校が政府や政治家の意向で委縮してはいけないと思いますが、教育長の見解をお答えください。

18歳選挙権の導入で子供たちへの主権者教育がいよいよ重要になっています。

教育現場での現実の政治問題を扱うことも避けては通れないのではないのでしょうか。

首相は、国是である非核三原則の見直しを言い出しました。

大変大きな問題です。

それ以外にも、原発問題や沖縄基地問題、憲法改定、日米安保、こうした問題で何が起きているのかを知る、様々な意見を聞き、学ぶことは、未来の主権者として子供たちが育っていく上で大切なことではないのでしょうか。

そうした子供たちへの学びを保障することこそ、主権者教育の充実につながるのではないのでしょうか。

教育委員会として、子供たちへの主権者教育をどのように充実させていこうとしているのかお答えください。

以上で質問を終わります。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／牛尾議員の学校教育に関する御質問についてお答えいたします。

まず、御指摘の事案により、学校における教育活動が萎縮するとは考えておらず、今後も各学校においては、学習指導要領に基づき、公正かつ中立的な立場から適切に指導してまいります。

次に、主権者教育については、学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童・生徒が社会の諸課題を多面的・多角的に考察し、公正に判断するとともに、主体的に社会参画する力の育成に努めてまいります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／牛尾議員の、物価高やイラン戦争の影響から医療機関を守る施策についての御質問にお答えいたします。

物価高騰に直面する医療機関等の負担軽減に向けた緊急対策として、昨年度に引き続き、

東京都が国の臨時交付金を活用し、支援金を支給する制度を実施しております。

医療機関に対する支援については、都の支援金の活用状況、今後の社会情勢や国の動向を注視しつつ、医師会との意見交換等を通じて状況の把握に努め、必要に応じて検討してまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／牛尾議員の物価高や中東情勢の影響から事業者を守る施策に関する御質問にお答えいたします。

まず、中東情勢の緊迫化に伴う区内事業者への影響の実態把握についてございますが、区では中小企業診断士による経営相談窓口を通じ、資金繰りや経営全般、中東情勢の影響に関する相談対応の中で状況把握に努めております。

加えて、商工団体、商店会、金融機関等と連携し、業種や規模ごとに異なる影響を現場の声に基づき的確に把握してまいります。

次に、国や都への支援要望についてですが、原材料・エネルギー価格の高騰やサプライチェーンへの影響は、国際情勢や経済全体の動向と密接に関わる課題であり、基礎自治体のみでの対応には限界があると認識しております。

国や都においても、資金繰り支援、経営相談、価格転嫁対策など各種支援策が講じられており、区としては、まずこれらを区内事業者が適切に活用できるよう周知・相談対応に努めつつ、事業者や関係団体の声を踏まえ、必要に応じ国や都に意見を伝えてまいります。

最後に、区独自の支援策についてですが、物価高騰を踏まえ、令和8年度から商工融資あっせん制度の融資限度額及び利子補給率を引き上げ、改正後の利用金額は前年同期比約3割増となるなど、事業者の資金需要に一定程度応えられているものと考えております。

新たな区独自支援につきましては、国や都の施策の役割分担、影響の程度、既存制度の利用状況、財源確保などを総合的に勘案する必要があるとあり、今後の経済情勢や事業者の声を注視しつつ、必要性や有効性を慎重に見極め、適切に対応してまいります。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／牛尾議員の再開発事業と住まいに関する御質問にお答えいたします。初めに、飯田橋駅東地区市街地再開発事業に係る補助金についてですが、現在、組合においては、今後の権利変換手続に向けた事業計画の変更が見込まれ、手続が進められている段階にあり、補助金の総額は現時点で確定してございません。

次に、地権者の状況についてですが、個別の状況について、区としては詳細に把握しておりませんが、組合が検討中の権利変換計画については、条件面に関する調整を行っている状況にあると認識しております。

次に、再開発事業の事前事後評価制度についてですが、従前居住者の居住継続意向は、個別事情により異なるものであり、一律の指標として評価することには慎重であるべきと認識しております。

また、環境面の指標も、CO₂排出量に限らず、資源循環や建築物の長寿命化等を含めた総合的な検討が必要でございます。

次に、仮住宅入居者の使用料の負担及び設定についてですが、仮住宅は、区営住宅の建替え時等の一時居住を目的に設置したものでございます。

例外的に、災害等で住宅を失った方は、原則1年に限り入居を認めてございます。

使用料の設定方法は、目的外の利用であること及び他の民間住宅入居者等との公平性を鑑みて定められており、制度の見直しの予定はございません。

最後に、最低居住面積水準についてですが、本年3月に変更された国の計画では、多様な居住ニーズを受け止める選択肢のある市場が求められていることなどを理由として、本水準は記載されないこととなりました。

国の動きも踏まえ、令和7年度に策定した区の計画でも、本水準に関する目標値を設定しておりません。

今後は、本計画に基づき、居住者が満足して自分らしい生活を送るため、多様なニーズに即した住宅の供給がされるよう住宅施策を展開してまいります。

議長／財産管理担当部長。

財産管理担当部長／牛尾議員の、再開発事業における旧区道の評価についての御質問にお答えいたします。

九段南一丁目第一種市街地再開発事業における旧区道の宅地化部分の評価につきましては、都市再開発法に基づく権利変換手続の中で、再開発組合において適正に算定することとされております。

現時点では権利変換前であるため、区による承認は行っておりませんが、評価に当たっては不動産鑑定士等の専門家が関与し、審査委員の同意を経るなど、複数の視点から確認される仕組みとなっております。

さらに、区におきましても、不動産鑑定士が委員として参画する土地建物価格審査会の審査を活用し、その妥当性を確認してまいります。

議長／牛尾議員。

牛尾議員／7番牛尾こうじろう、再質問をさせていただきます。

まず、教育についてですけれども、実際にね、全国の学校では、今回の文科省のことがあって、この修学旅行先を変えたというところもあるわけですよ。

だから、実際、区が、区の区立学校や区内の学校がそういうふうにならないようにしっかりと手配を（？）行っていただきたい、このことが1点です。

再開発のほうですけれども、確かに決まっていないと思いますよ、まだ、額はね。

ただ、補助金が倍になっている、何倍にもなっている。

これが事実かどうか。

それを答えていただきたいんですよ。

今度、もう、縦覧が始まるわけでしょう。

だから内容は分かっているはずですよ。

教えてください。

そして、こうした再開発には百何十億円も税金を使っておきながら、高齢者の方の仮住宅の居住費については一切減免しないと。

あまりにもこの税金の使い方がおかしいんじゃないかと思いますが、そこについてもいま一度御答弁をいただきたいと思います。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／牛尾議員の、学校教育に関する再質問についてお答えをいたします。

先ほど御答弁したとおり、今後も各学校においては、学習指導要領に基づき公正かつ中立的な立場から適切に指導してまいります。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／牛尾議員の、再開発事業と住まいに関する再質問にお答えいたします。

まず、権利変換手続に向けた事業計画の変更が見込まれているというふうに、先ほど御答弁したとおりでございますけれども、当該事業計画の変更につきましては、東京都に申請がされるものと承知しておりまして、区としては詳細については承知してございません。

また、仮住宅の件でございますけれども、先ほど御答弁したとおり、区営住宅の建替え等の一時居住を目的に設置したものというふうに認識してございます。

したがって、例外的に災害等で住宅を失った方が原則として1年限り入居をするものであるというふうに認識してございます。

議長／議事の都合により休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

２番桜井ただし議員。

桜井議員／令和８年第２回定例会において、自由民主党議員団の一員として一般質問をいたします。

まず初めに、区の国民健康保険事業における外国人の保険料の収納対策について質問をいたします。

昨今、外国人の国民健康保険料の収納率の低さが報道などでも取り上げられており、令和７年４月２２日に厚生労働省が発表した調査結果では日本国内１５０区市町村全体の平均収納率が９３％であるのに対して、外国人の平均収納率が６３％にとどまっていることが明らかになりました。

また、隣の新宿区では、令和６年度の外国人の国民健康保険料の収納率は約５３％で、日本人の約７７％と比べて低く、全体の水準を押し下げる大きな要因となっており、先日、新宿区では、令和８年度より前納制度を導入することについての報道がありました。

一方、本区の国民健康保険の外国人に係る収納状況については、昨年の決算でも議論となりましたが、そこで提示された資料では日本人世帯の収納率約９３％に対して、外国人世帯の収納率は約８３％であり、全国平均に比べて高い水準ですが、日本人世帯よりも１０％程度低いことが判明いたしました。

また、本区の国民健康保険の収納率の過去３年間の推移では約９３％と決して低い水準ではありませんが、ここ数年、大きな変化もなく、頭打ちの状況が続いています。

他方、住民基本台帳による区の人口動向では、ここ数年緩やかながら増え続け、この内、外国人も増加を続けています。

こうした状況は、区の国民健康保険でも見受けられ、外国人の被保険者数も年々増加しています。

加えて近年は、区の国民健康保険全体の被保険者数が減少する一方、医療費は高止まりの状況が続き、結果、区の国民健康保険料の水準も年々上昇しております。

こうした状況の中で、区が安定的に国民健康保険事業を運営するには、今後より一層、収納率を向上させて保険料収入の増となることが必要であり、頭打ちとなっている日本人世帯の収納率に比べて、外国人世帯の収納率については改善の余地があることから、収納率の底上げにつながる施策が必要と考えます。

しかし、対策を検討するに当たっては、現状、堅実に保険料を納めている方も多い中で、新たな対策によって支払う意欲を削ぐようなことがあってはならず、適正に支払っている方々に影響を及ぼさずに、収納率を向上させるために実現可能なものとする必要があります、外国人のみならず、適正な国保事業運営と加入者の公平性を確保していくことが重要であると考えます。

先に述べましたとおり、このように外国人の国保料収納率は全国で低く、高い収納率を維持する本区でも、日本人より約1割低い現状があります。

外国人加入者の増・医療費高止まりの中、制度の安定運営のためには、公平性を確保しつつ外国人収納率の底上げが課題となり、対策を検討してみてはいかがでしょうか。

そこで伺います。

まずは、現在の千代田区の国民健康保険料の収納状況から、区の課題認識について伺います。

そして、その課題に対しての解決策はどのようにお考えなのでしょうか。

伺いたいと思います。

以上、区の国民健康保険事業における外国人の保険料の収納対策について質問しました。

明快な御答弁を期待し、次の質問に移ります。

次に、新しくなった防災気象情報と区の対応について質問をいたします。

毎年6月は梅雨前線が活発化することで線状降水帯が発生しやすくなり、豪雨につながる事が多く、その上、今年は台風6号、7号、8号が重なって、全国各地で大きな被害をもたらしています。

その中で今回、新しい防災気象情報は本年5月29日から運用が始まりました。

今回の変更はこれまでの防災気象情報が複雑で分かりにくく、自治体の避難指示や住民の避難行動に直結しなかった課題を解消するためとしています。

これまで防災情報には、「大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、高潮警報、特別警報」など数多くの種類がありました。

それぞれに意味はあるのですが、一般の人にとっては「どれが一番危険なのか」「いつ避難すればいいのか」「何をもって判断をするのか」が分かりにくいという大きな課題がありました。

気象庁によると河川の氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報などはこれまでは警戒レベルとの対応が複雑で分かりにくくなっていましたが、今回の改善で5段階の警戒レベルに対応して避難の判断がしやすくなったとしています。

項目としては、この表にありますが、河川の氾濫、大雨、土砂災害、高潮の4項目に対して、共通して1から5の警戒レベルを設定しており、分かりやすくなっています。

レベル3で危険な場所から高齢者などは避難をする、レベル4で危険な場所から全員が避難をするとして、レベル4までに必ず避難をすることをうたっています。

政府の「防災気象情報に関する検討会」でも2024年の最終報告で「情報の種類が多く、住民が取る行動と対応が分かりにくい」と指摘され、これを受けて気象庁は約2年をかけて制度を見直し、今回のスタートとなりました。

さて、ここで伺いをいたしますが、今回、台風6号の気象状況は指標が変わって初めてのケースとなったわけですが、区民に対しては十分な説明がなされていたのでしょうか、伺いをいたします。

特に新しい防災気象情報における避難行動では、高齢者や障害をお持ちの皆様には、とても不安に思われたことと思います。

お答えいただきたいと思います。

東京での今回の台風6号の雨量は、6月の1か月分を1日で降ったとされ、173.5ミリを超えましたと記録されています。

東京都では雨量が1時間当たり50ミリを超えると下水能力を超え、内水氾濫を起こし、下水処理を行うことができないとされています。

川崎市などでは水が氾濫し、ひざ上まで水に浸かり交通機能も麻痺する事態となりました。

今回、神田川においても、今までにない雨量となり危険水位が続きました。

三崎橋での映像を見ても時間ごとに推移が上がってくるのが分かります。

これは見崎橋での映像ですが、これは千代田区の防災アプリの中の一つです。

暗くて見にくいんですけども、確実に水位が上がっていることが分かります。

今回、千代田区防災行政無線では3回にわたって放送がなされました。

2026年6月3日午前8時30分。

こちらは防災千代田。

レベル4 氾濫危険警報（神田川）。

神田川にレベル4 氾濫危険警報が発令されました。

区内では災害の危険性が高まっています。

今後の情報に十分注意してくださいというものです。

次に、9時22分。

こちらは防災千代田。

避難指示レベル3 氾濫警報。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3 高齢者等避難発令。

緊急放送、これ2回言っているんですね、この時間だけは。

緊急放送、警戒レベル3 高齢者等避難発令。

神田川が氾濫するおそれがある水位に近づいています。

このマップ、皆さんもよくご存じだと思いますけれども、神田川、日本橋川、隅田川が大雨によって増水し、それによって浸水が予想される区域を表したものですが、このエリアにいらっしゃる方の中にも、このマップを承知していない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

神田川の洪水浸水想定区域にお住まいの方に高齢者等避難を発令しました。

高齢の方、障害のある方など避難に時間を要する方は、頑強な建物の2階以上へ避難してくださいというものです。

垂直避難です。

そして3回目、10時38分。

こちらは防災千代田。

レベル3大雨警報発表。

千代田区にレベル3大雨警報が発表されました。

区内では、災害の危険性が高まっています。

今後の情報に十分注意してくださいというものでございました。

その後、雨は収まり、14時35分大雨警報解除、15時10分氾濫警報は解除、15時15分千代田区発令の全ての避難指示解除がありました。

これは千代田区に降った雨量を棒グラフに、時間ごとに表したものです。

区役所、和泉橋、外濠での数字がこのグラフに表れておりますが、11時過ぎ、12時までのの中では、12時から雨量は非常に少なくなっておりますけれども、それまでに降った水量がありますので、大変、川の水位が上がってきているということがよく分かります。

さて、ここで質問をします。

9時22分、避難指示レベル3氾濫警報が出されました。

繰り返しになりますが、神田川の洪水浸水想定区域にお住まいの方に高齢者等避難を発令しましたとありました。

高齢の方、障害のある方など避難に時間を要する方は、頑強な建物の2階以上へ避難してくださいというものです。

高齢者の皆さんや障害をお持ちの方がこの放送を聞かれたら、どのように思われたでしょうか。

この放送は命を守るために大切な情報だと思いますが、どうしたらよいか不安に思われたことと思います。

私のところにも高齢者の方からお電話がありました。

「大雨の中、避難をするにも足が痛くて避難所までは行けない」と話されていました。

幸いにも神田川は氾濫をせずに、15時15分には全ての避難指示の解除が発令されました。

私もこの方が住まれる住居が高層階であることと、この先の天気予測をお伝えし、ひとまず安心していただきました。

さて、区はこの放送を受けて今回、避難所の設置はされたのでしょうか。

また、何人の方が利用されたのでしょうか、伺います。

今後も区は避難指示をどのように受け止め、対応をされるのかお伺いします。

一人住まいのお年寄りであればなおさら不安があったことと思います。

要支援者への対応など、どのようにお考えなのでしょうか。

お答え、お聞かせいただきたいと思います。

さきの区長招集挨拶の中で、今回、区がとった災害時の対応を聞いてしっかりと対応ができていていると思い、安心いたしました。

ありがとうございました。

しかし、災害は絶対ということはありません。

堅牢でビル化の多い千代田区といえども絶対はありません。

土砂災害につながる崖地や都心部に多いアンダーパスなど災害につながるものも多く指摘されています。

地下施設の多い本区には思いもよらない災害も予想されます。

このような危険地域と思われる場所はどのくらい把握されているのでしょうか、お聞かせください。

私は今までにも指摘をしてきましたが、災害状況を目で確認できる防災アプリは、災害状況が自宅に居ながらにしても分かるまでになりました。

河川の状況を、災害時と平常時とを比較してみることができるアプリも開発されています。ハザードマップや防災アプリを日頃からチェックされ、有事には何をすべきか、どこに逃げたらよいのかを事前に検討しておくことは大切なことです。

区として、今後の防災対策についてお答えいただきたいと思います。

新しくなった防災気象情報と区の対応について質問をいたしました。

明快な御答弁を期待し、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／桜井議員の国民健康保険に関する御質問にお答えいたします。

区では現在、外国人被保険者世帯の加入手続時、通訳専用端末機やサービスマネージャーによる通訳等を通して、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人への丁寧な制度説明に努めているところでございます。

こうした取組により、本区の外国人被保険者世帯の収納率は約83％であり、全国平均よりも高い水準となっております。

一方で、日本人被保険者世帯の収納率約93％と比較すると10ポイントの差が生じており、区といたしましても、外国人被保険者世帯の収納率の向上は喫緊の課題であると認識しております。

この課題解決のためには、外国人被保険者世帯の収納率向上に資するための対策を図ることが肝要であり、議員御指摘のとおり、堅実に支払いを続ける加入者への公平性にも配慮することが極めて重要であると認識しています。

このため、今後新たに出入国在留管理庁との連携による収納体制の強化や、入国初年度の保険料前納制度を導入してまいります。

また、御指摘の公平性の観点から、国籍等に関わらず保険料滞納者に対し納付を促す区独自の取組として、保険料滞納者に対しショートメッセージサービスを用いて滞納状況を通知するなど、納付を促す仕組みを構築するために複合的な対策の検討を進め、さらなる収

納率の向上を目指してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／桜井議員の崖地やアンダーパス、地下施設等本区における危険地域と思われる場所の把握状況に関する御質問にお答え申し上げます。

本区は、堅牢な建築物が多く立地する一方で、台地と低地が接する地形や地下鉄駅、地下通路、地下街など、千代田区特有の構造を数多く有しております。

このため、本区におきましては、東京都が公表する土砂災害警戒区域等の指定状況、浸水予想区域図、洪水ハザードマップ等の各種資料を踏まえるとともに、道路、公園、河川、下水道、地下施設等を所管する関係機関や庁内関係部署と情報を共有しながら、災害時に注意を要する箇所を把握しております。

特に、区が管理する道路では、秋葉原地域の明神坂ガードのアンダーパスにおいて、大雨前の雨水排水施設の清掃やポンプの稼働状況の確認を行っております。

また、土砂災害防止法に基づき、東京都が指定した「土砂災害警戒区域等」に位置する外濠公園、清水谷公園、富士見児童公園、錦華公園、そして、宮本公園の区立5公園につきましては、土砂災害警報（レベル3）が発表された段階で区職員によりバリケード等を用いて立入禁止の措置を取ることとしております。

しかしながら、風水害、土砂災害の未然防止と減災のためには、桜井議員御指摘のとおり、「災害に絶対はない」という意識を持ち続けることが大変重要なことと認識しております。したがって、今後、想定外の被害が生じる可能性を常に念頭に置きつつ、遠隔カメラの活用など、さらなる対策を検討してまいります。

議長／災害対策・危機管理担当部長。

災害対策・危機管理担当部長／桜井議員の新たな気象情報に関する御質問にお答えいたします。

初めに、指標変更にかかる区民への周知についてです。

気象庁の資料や防災ポータルサイトなどを通じた情報提供に努めておりましたが、制度開始と初の運用がほぼ重なったため、制度が十分に区民に浸透していなかった点は課題として認識しております。

今後は、このような制度改正が行われた際には、区民に対して適時適切に周知に努めるとともに、今回の仕様変更につきましては、改めて、9月に予定をしている「広報千代田」防災特集ページなどにおいてお知らせしてまいります。

また、避難所についてですが、台風6号においては気象庁が発表した神田川氾濫危険警報や河川の水位情報を踏まえ、高齢者等避難の発令は行ったものの、神田川の氾濫には至ら

なかったことから、状況を総合的に判断して避難所を開設するには至りませんでした。

次に、避難指示の受け止めと要支援者への対応についてですが、神田川が万一氾濫した場合の想定浸水深は、護岸付近の3メートルを超える区域が一部あるものの、その他の地域では3メートル未満であります。

そのため、御自宅が堅牢な建物の2階以上の方は基本的には避難を要しませんが、御自宅が1階にあり避難に時間を要する方は、「高齢者等避難」の発令によって2階以上へ避難していただく必要性がございます。

今後は、以上のような避難情報と本区の特性を踏まえた取るべき行動について、高齢の方や障害のある方をはじめ、区民の皆様に安心していただけるよう、具体的かつ分かりやすく周知する取組を一層強化してまいります。

最後に、今後の防災対策についてです。

近年、災害は激甚化・頻発化しており、行政による対策だけでなく、区民一人一人が平時からリスクを理解し、備えていただくことが重要であると考えております。

このため区では、防災アプリなどを活用したリアルタイムの情報発信に加え、防災アプリへのマイタイムライン導入の検討、災害状況の見える化、展示型から体験・参加型への内容見直しによる防災訓練の充実等、区民の皆様が平時から自分事として危険度の確認や避難行動の検討を行える環境整備を推進してまいります。

議長／次に、3番のざわ哲夫議員。

のざわ議員／令和8年度第2回定例会に当たり、日本維新の会議員団の一員として一般質問を行います。

私からの大きな質問は、4つございます。

質問1、千代田区の全ての行政・区民サービスを、「申請主義」から、「プッシュ型行政サービス」実現へ、についてご質問します。

本日は、千代田区の行政・区民サービスの在り方をより一層全面的に、例えば令和8年度予算の総事業数、つまり区民サービスは918事業ございますが、その全ての区民サービスを区民本位へと根本から作り変えるのはいかがでしょうかという、極めて重要な提案をさせていただきます。

近年、行政の世界では、住民が自ら制度を探し、対象であるかを確認し、書類を揃えて申請するという従来の「申請主義」から、行政が住民の状況に応じて必要な情報や手続を先回りして届ける「プッシュ型行政サービス」への転換が、大きく注目されています。

子育て、介護、病気、災害時など、本当に生活が揺れ動き、支援を必要としている区民ほど、制度を調べ、申請する時間的・精神的な余裕などないのが現実です。

「知っている人だけが得をする」行政であってはなりません。

今、国においても、マイナンバーカード、マイナポータル、自治体情報システムの標準化、

ベース・レジストリ、PMH等の整備が進み、行政を住民本位に再設計する流れが強まっています。

他自治体でも、千葉市の「あなたが使える制度お知らせサービス F o r Y o u」のように、保有する住民情報を活用し、対象となり得る制度を L I N E やメールで個別通知する取組が始まっています。

我が千代田区にも、公式 L I N E、安全・安心メール、防災アプリ、緊急速報メールといった配信チャンネルが既に整備されています。

これらを単なる一斉配信の手段にとどめず、区民一人一人の状況に応じて必要な手続、支援、相談先、公共サービスを届ける「基盤」へと発展させること、それこそが今、千代田区が踏み出すべき一歩であると確信しております。

区の一部区民サービスでは既に「プッシュ型行政サービス」が始まっておりますが、さらに進めて、ゆりかごから墓場まで、生まれてからご逝去まで、人生の全ての段階に沿って、全ての区民サービスについて、「プッシュ型行政サービス」実現へより一層考えていただく始まりとなる御提案・御質問になることを願います。

全ての区民サービス、918事業について、「プッシュ型行政サービス」実現への具体的・実現的かつ詳細な御質問は、短い時間では困難ですので、以下に、その中から喫緊の最重要事項と思われる事案、実現に向けた基盤整備、今後の進め方について、プッシュ型施策の可能性について、12問お伺いしてまいります。

問い1、出生・子育て初期に関するプッシュ型支援について。

新しい命が生まれたとき、保護者の前には、出生届、児童手当、子ども医療費助成、健康保険、乳幼児健診、予防接種、赤ちゃん訪問、子育て相談、図書館・児童館の利用と、多くの手続や支援制度が立ちはだかります。

現状では、保護者がそれぞれ自ら調べ、個別に確認しなければなりません。

私は、出生届や住民基本台帳情報等を起点に、「次に必要な手続」や「利用できる支援」を一括で御案内する仕組みを整備するべきと考えますが、いかがでしょうか。

問い2、保育・幼児教育に関するプッシュ型支援について。

保育園、幼稚園、一時預かり、病児保育、子育てひろば等は、必要とする家庭ほど情報収集や手続の負担が重い分野です。

子どもの年齢、居住地域、保護者の就労状況等に応じて、申込時期、利用可能な施設、必要書類、相談窓口を個別に通知し、必要に応じてオンライン申請や窓口予約に接続する仕組みを検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。

問い3、入学・就学期の支援について。

小学校入学、中学校進学、学童クラブ、就学援助、放課後子ども教室、学校給食、通学安全と、入学・進学時には保護者が確認すべき情報が数多く存在します。

対象年齢に到達した児童の保護者に、入学前に必要な手続や利用可能な支援をまとめて通知し、必要な申請をオンラインで完了できるようにすることは、保護者の負担軽減につな

がります。

就学期の手续や支援をライフイベント単位で御案内する取組について、どのようにお考えでしょうか。

問い4、若者・学生・就労支援に関するプッシュ型施策について。

若者や学生には、奨学金（?）、就労支援、相談窓口、メンタルヘルスケア、支援園（?）、地域活動、ボランティア、学習支援などで提供できる支援があります。

一方で、若年層は自ら窓口に相談しにくく、必要な支援にたどり着きにくいのが実情です。年齢やライフスタイルに応じ、進学、就学、転居、困りごと相談等の情報を、受け取りやすい適切なチャネルで届ける仕組みを検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

問い5、妊娠・出産・子育て家庭への継続的な伴走支援について。

妊娠期から出産後、乳幼児期、保育、就学まで、子育て家庭に必要な支援は段階的に変化します。

単発の制度通知ではなく、妊娠届、出産、健診、予防接種、保育申込、入学等のタイミングに応じて継続的に情報を届ける「子育て版・行政TODOLIST」のような仕組みが有効ではないでしょうか。

時期ごとの手続、支援、相談先を個別に整理して御案内する仕組みの導入について、どのようにお考えでしょうか。

問い6、高齢者・介護予防に関するプッシュ型支援について。

高齢期には、健康診断、介護予防、フレイル予防、地域包括支援センター、見守り、移動支援、住宅改修、介護保険サービス等、必要な支援が増えていきます。

年齢や健康診断の受診状況、介護保険に関する情報等を踏まえ、介護予防教室、相談窓口、地域活動、必要な申請を個別に御案内する仕組みを検討すべきです。

とりわけ支援が必要になる前の段階で行政から働きかけることは、健康寿命の延伸や孤立防止につながると考えますが、いかがでしょうか。

問い7、障害福祉・生活困窮・ひとり親支援について。

障害福祉、生活困窮、ひとり親支援等は、制度が複雑で、住民自身が利用可能な支援を把握しにくい分野です。

単に制度情報をホームページに掲載するだけでなく、対象となり得る方に、相談窓口、申請方法、利用可能な支援を個別に御案内することが重要です。

ただし、個人情報保護や配慮すべき事情も多く、本人同意と説明責任を前提とした慎重な設計が不可欠です。

福祉分野におけるプッシュ型の御案内を、まずは、どのような範囲・方法で導入できるとお考えでしょうか。

問い8、転入者への生活支援パッケージについて。

千代田区に転入した住民は、ごみ出し、防災、医療、子育て、学校、図書館、公共施設、地域交通、町会・地域活動と、多くの地域情報を新たに把握する必要があります。

転入手続の際に、世帯構成や年代に応じて、必要な行政手続や地域サービスをまとめて御案内する「転入者向け生活支援パッケージ」の提供は、区民満足度の向上につながります。転入者に対するプッシュ型・パッケージ型の情報提供について、どのようにお考えでしょうか。

問い 9、災害・防災に関する個別最適な通知について。

千代田区は昼間人口が多く、区民だけでなく、在勤者、在学者、来街者を含めた防災情報の提供が重要です。

既に防災アプリや安全・安心メールの基盤がありますが、今は、現在地、要配慮者情報、避難所情報、気象情報等に応じて、より個別最適な防災通知も考えられます。

高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、帰宅困難者では必要な情報が異なります。

防災分野において、属性や状況に応じたプッシュ型通知を高度化する方針はいかがでしょうか。

問い 10、終活・死亡後手続に関する支援について。

人生の最終段階では、介護、医療、成年後見、終活相談、相続、死亡届、年金、保険、公共料金、各種保険等、多くの手続が発生します。

とりわけ死亡後の手続は御遺族にとって負担が大きく、どの窓口で何をすべきか分かりにくい分野です。

高齢者御本人や家族に対し、終活相談、必要な備え、死亡後手続の御案内、窓口予約、必要書類の整理等を段階的に支援する仕組みを整備すべきと考えます。

終活・死亡後手続に関するプッシュ型・伴走型の支援について、どのようにお考えでしょうか。

問い 11、実現に向けた基盤整備について。

これらのプッシュ型施策を実現するには、単にLINEやメールで通知するだけでは不十分です。

住民情報、税、福祉、子育て、健診、防災等のデータをどう連携するのか。

どの条件で対象者を判定するのか。

本人同意をどう取得・管理するのか。

通知後の申請や相談をどう受け付けるのか。

監査ログや説明責任をどう確保するのか。

こうした基盤整備が必要です。

プッシュ型施策を単なる情報配信ではなく、申請、相談、予約、資格確認、サービス利用までつなげる「住民サービス基盤」として位置づけ、段階的に整備していくべき（？）と考えますが、区の見解を伺います。

問い 12、今後の進め方について。

まずは、出生、子育て、転入、高齢者支援、防災等、対象者が比較的明確で、住民メリットが大きく、既存データや既存チャネルを活用しやすい分野から実証的に始めることが現

実的です。

今後、プッシュ型施策の導入可能性を庁内横断で検討し、対象制度の洗い出し、必要データの整理、通知チャネルの設計、本人同意・個人情報保護の整理、実証事業の実施に取り組むお考えはあるでしょうか。

区長、職員の皆様。

プッシュ型行政サービスは単なるDX施策ではありません。

「制度を知らない」「申請できない」「手続きが分からない」といった住民の切実な課題を解消し、必要な支援を必要な人に確実に届けるための区民本位の行政改革そのものです。

千代田区が既存の情報配信基盤やデジタル基盤を生かしながら、より便利で包摂的な住民サービスの実現に向かって力強く踏み出すことを期待し、「ゆりかごから墓場まで」、全ての区民サービスについて「プッシュ型行政サービス」実現へ、より一層考えていただく始まりとなる御提案・御質問になることを願い、区長の前向きで熱意ある御答弁を強く求め、私の質問といたします。

大きな質問に戻ります。

問い2、学生のボランティア活動デジタル証明書の発行について御質問します。

近年、学生のボランティア活動が活発化する一方、活動証明書の様式が統一されておらず、発行団体の負担や紙証明書の偽造リスクが課題となっています。

そこで、新技術を活用した改ざん困難なデジタル証明書の実現、そのための実証実験を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問3、6月30日の政府の「日本成長戦略」原案に鑑み、区立小中学校における金融教育をさらに充実させた千代田区発の先進的な金融教育モデルを構築、について御質問します。

政府は、日本成長戦略会議で、成長投資の促進には資産運用立国の取組が不可欠との認識に基づき、2040年度までに家計金融資産に占める株式・投資信託等の割合を40%とする目標を新たに掲げました。

この比率は2025年3月末時点で23%でした。

今後、金融リテラシーは読み書き計算と同様に重要な基礎能力となります。

そこで伺います。

千代田区には金融機関、ベンチャーキャピタル、CVC、PEファンド等の世界水準の投資・運用に携わった経験のある保護者や祖父母が数多く居住されております。

こうした貴重な知見を有する方々の御意見を集約しながら、区立小中学校における金融教育をさらに充実させ、千代田区発の先進的な金融教育モデルを構築すべきと考えますが、区の見解を伺います。

質問4、全区民を対象とした「自転車・防災兼用ヘルメット配布」について御質問します。首都直下地震への備えと自転車事故対策を同時に実現するため、全国に先駆けた取組として、「1人1個、自転車・防災兼用ヘルメット」の全区民配布を提案します。

ヘルメットは平時も有事も命を守る重要な備えです。

区民の命を守る費用は将来への投資であります。

本事業の創設と実現に向けた調査研究検討を進めるお考えは、いかがでしょうか。

以上、区長、教育長並びに関係理事者の皆様には明快かつ前向きな答弁をお願いできましたら幸いです。

以上をもちまして、令和8年第2回定例会、日本維新の会議員団の一員としての質問を終わります。

皆様、ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／のぞ議員の金融教育についての御質問にお答えいたします。

資産運用・形成に関する成長戦略が示された中、金融に関する知識を身につける重要性はますます高まるものと認識しております。

区立学校における金融教育については、学習指導要領に基づき、教科横断的に児童・生徒の発達段階に応じた学習を進めているところです。

金融教育のさらなる充実に向けては、本年1月に開催した「ちよだ学びフェス」において金融機関によるワークショップを開催し、子供たちの関心を広げる金融教育の機会を創出しました。

このように、産官学連携事業による取組や地域リソースを活用した学習は有効な方策の一つであり、まさに千代田区ならではの実践であるものと考えております。

今後も、各学校の実情に応じた実践が一層進むよう、必要な情報提供や支援に努めてまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／のぞ議員の、自転車・防災兼用ヘルメットの配布に関する御質問にお答え申し上げます。

自転車利用時のヘルメット着用は、事故発生時における頭部への被害を軽減するだけでなく、災害時に落下物から身を守る備えの一つとしても効果があると認識しております。

一方、全区民への一律配布を事業化するためには、防災対策や交通安全対策あるいは財政面など、整理、検討すべき課題が多岐にわたっております。

したがって、今後、他自治体の取組事例なども含めまして、研究を進めてまいります。

議長／デジタル担当部長。

デジタル担当部長／のざわ議員の、プッシュ型行政サービスと学生のボランティア活動デジタル証明書に関する御質問にお答えいたします。

初めに、プッシュ型行政サービスについてです。

議員御指摘のとおり、行政サービスは、制度の周知にとどまらず、区民が置かれている状況やライフステージに応じて、行政側から必要な情報を能動的に適切なタイミングで届けることが重要と考えております。

そのため本区では、区民一人一人を個と捉え、必要なサービスを必要な方のお手元まで届ける「ラストワンマイル」を意識した取組を進めております。

具体的には、令和５年８月から区民向けポータルサイトの運用を開始し、オンラインでの申請や予約が可能になるとともに、アカウント情報を活用したプッシュ型の情報発信を行っております。

また、今月には、事業者向けポータルサイトの運用を開始するなど、順次拡充を図っております。

さらに来年度には原則全ての手続をオンライン化できるよう、鋭意取り組んでおります。

今後も区民に必要なサービスをより適切に届けるよう、区のポータルサイトを積極的に活用してまいります。

次に、デジタル証明書についてです。

ボランティア活動の実績を客観的に証明することは、若い世代の社会参加を後押しする上で有意義であると認識しております。

また、紙の証明書については、偽造・改ざんのリスクがあり、デジタル技術等の新技術の活用が有効な手段となり得ると考えております。

デジタル証明書の導入については、新技術の動向や国や都、他自治体の先行事例も注視しつつ、研究してまいります。

議長／次に、９番小野なりこ議員。

小野議員／令和８年第２回定例会において５つの事項について質問いたします。

まず１点目は、「千代田区の未来を創る職員の活躍」についてです。

急速に変化する社会情勢や多様化する区民ニーズに的確に応えるため、行政組織の根幹である「人」、すなわち職員の意識改革と基礎力強化は最優先で取り組むべき課題としてこれまでも取り上げてまいりました。

第１回定例会では生成ＡＩの導入について質問したところ、年間約２０００時間の業務時間が削減され、１人当たり約３時間の空き時間が生まれたことが分かりました。

同時に、職員向け広報紙「暁」からはプロジェクトの推進も垣間見、課題を糧とし迅速な組織開発に取り組んでいらっしゃる姿勢は高く評価しております。

そこでまず、「千代田区役所職員として活躍するための意識の醸成と基礎力強化」について

伺います。

区は近年、組織のパーパスである「挑戦」を掲げ、庁舎内の「レイアウト変更」などに取り組んでこられました。

これらを単に「職員の居心地や執務環境がよくなった」という満足にとどめず、これらがどのように区民の皆様へのサービス向上や業務遂行の成果として還元されるかが重要です。また、基本構想が策定（？）された当初は区の目指すべき将来像など話題になりましたが、時間の経過とともに語られることが少なくなりがちですので、話題に上る頻度を日常の中であげることによって浸透していきます。

「挑戦」というワードは、躊躇しがちなアイデアの提案や新たな取組の後押しになります。区が目指す基本的な方向性や土台が組織全体で共有され、初めて、この「挑戦」という言葉が生きるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

現在、区長、副区長をはじめ幹部職員から部のメンバーに共有するなど、浸透につなげていらっしゃるのでしょうか。

また、横断的な取組が求められる昨今、所管を越えた若手のプロジェクトだけではなく幹部や管理職同士の闊達な意見交換も重要です。

パーパスやレイアウト変更の取組の成果の想定に含まれているとは思いますが、あわせて、職員間のコミュニケーションについて区の見解をお示してください。

次に、「ラストワンマイルの達成に必要なマインドとスキル」について伺います。

行政サービスを最後の一人まで確実に届ける「ラストワンマイル」の達成には、どのような意識やスキルが必要であるとお考えでしょうか。

区役所職員として重要な区民接点を持つ機会は、配属される部署によって濃淡があるのが現状です。

機会に恵まれた職員は、積極的に町に出て経験を積む機会をつくれますが、全ての職員がそうではありません。

生成AIの活用で創出された「空いた時間」を活用し、価値を生み出すには、まず地域を肌感覚で知ること、すなわち職員が積極的に町に出ていくことが重要ではないのでしょうか。そこで、座学中心の職員研修だけではなく、区民の皆様が主体となって実施している地域のイベントなどに、職員がお手伝いなどで関わる体験学習を組み込んでみてはいかがでしょうか。

行政という「提供する側」の目線だけではなく、地域で暮らし「利用する側」の目線を持つには、区長も大事にされている現場体験が有効です。

千代田区の職員として自覚が深まるマインドの醸成は、自ら気づき動きたくなる体験からが望ましいと考えます。

湧き上がる仕事への熱意は、マニュアルなど形式知や机上の実務だけでは得にくく、人との交流ならではの熱量を通して暗黙知でつかむ機会が効果的ではないのでしょうか。

また、現在は外部コンサルタントなどに依頼する場面が多いタウンミーティングですが、ファシリテーションスキルを職員が持つことで、ブレストやアイデアソンをはじめ、庁内の会議にも生かされます。

ほかの自治体の事例ですが、ファシリテーターの経験者を任期付き職員として採用し、職員へ知見を伝授・波及させる取組を行っている例もあります。

本区においても、ファシリテーションスキルを擁する職員の育成・内製化を進めてはいかがでしょうか、御見解を伺います。

2点目は「持続可能な地域活動に向けた支援の在り方」についてです。

地域の絆の核となる町会・自治会活動の維持・活性化は、本区のコミュニティ政策において極めて重要で、区も支援に力を注いでいる点を評価しております。

今年度は新たな支援策「町会支援プログラム」にエントリーした町会への具体的な支援のフェーズに移ります。

しかし、この支援プログラムの目的やプロセス、支援内容の捉え方に一部誤解や温度差が生じているとの声を耳にします。

案内パンフレットにある「申込み」から「ヒアリング」に至るまでの間には、本来、細かいプロセスが存在するはずですが、そこが明示的ではないため、申込みを躊躇したり、町会内での共有や合意形成に至らない可能性があります。

今回の支援プログラムは、実務の請負支援ではなく、町会側が主体性を持って進めるための支援ということが伝わるフローの明示や、説明の機会を設けるなど検討が必要と感じました。

さらに、組織運営の適正化や持続可能な活動のために「認可地縁団体」を検討する町会や、属人的で一部の人に負担が集中しやすい業務の軽減に向けたデジタル推進の検討が増えています。助成支援などで背中を押していただきたいところです。

そこで伺います。

町会支援プログラムを今後も実施する場合、案内ツールについて中間プロセスを丁寧に分解・明示し説明会を開催するなど、補完が必要と思います。

また、認可地縁団体も申請を検討するに当たり法人化することのメリット・デメリット、進めるための具体的なプロセスを丁寧に解説した「町会向けガイドライン・リーフレット」を新たに作成するなど、町会に寄り添った分かりやすい情報提供と行政側の効率化を同時にかなえるための工夫について、区の見解を求めます。

3点目は、「高齢者目線で考えるフレイル予防に有効な情報提供」についてです。

健康寿命の延伸は超高齢社会における重要なテーマです。

フレイル予防を推進されている地域の医師によると、栄養や運動だけではなく、「人や地域との関わり」を持つことが極めて重要とお話しになります。

現在の区内を見渡しますと、フレイル予防に資する地域ごとのラジオ体操、イベント、サロン、各種講座など、豊富です。

ただ、情報が点在しているため、地域との関わりが薄い高齢者の方や単身の方に知っていたきたい情報が届いていない可能性が高いです。

せっかくのすばらしい地域資源を有効に生かすためにも、区や社会福祉協議会が連携し、「高齢者の手元に確実に届く情報の届け方」の工夫が必要と考えます。

高齢者目線を意識した具体的な対応策をお聞かせください。

4点目は、「環境施策」です。

まず、今後ますます重要になる「ヒートアイランド対策の推進と酷暑対策の推進」について伺います。

都市部における夏の酷暑は生命を脅かすレベルに達しており、直近の報道によりますと、ヨーロッパでは暑さによる死亡も報じられ、日本に限らず先手で対策を打つことが必要になってきました。

本区で計画的に進められる街頭や公共スペースに設置する「日よけ」は必須ですが、地表の熱を考慮すると、それだけでは不十分と考えます。

技術は日進月歩です。

最新のテクノロジーを積極的に検討、実証しながら課題解決に臨むべきではないでしょうか。

こちらは、新たな素材を活用した事例です。

世界陸上の会場や、学校、バスの天井、停留所などをはじめ、効果検証が進み、さらなる活用範囲の検討が始まっています。

区の「ヒートアイランド対策助成」に関しても、菜園の追加や、環境配慮行動を宣言した企業を対象にするなど条件が都度アップデートされています。

ただ、従来型の活用基準もあり、民間が最新の技術を採用しようとしても補助対象に該当するのかわからないため問合せがあります。

スタートアップも盛んになり技術革新の加速で問題解決が進む時代です。

助成制度の対象を時代に合わせて適時検討しアップデートしていくべきと考えますが区の見解を伺います。

次に、「イベントごみの軽減とリユース備品貸出しサービスの利用促進」について伺います。6月は環境月間でした。

5月、6月は、千代田区内でもお祭りなど多くの人でにぎわいましたが、こうした機会こそイベントごみの軽減を図りながら環境配慮を考えるきっかけになります。

屋外での飲食を伴うイベントでは日頃、使い捨ての紙皿、お箸、カップを使う機会が多いですが、今回のお祭りでは私自身でリユース備品の調達から返却までの一連を担ってみました。

ひと手間あるものの便利で、実際にごみの軽減になり環境配慮にも一定の貢献ができました。

国際情勢による原料不足なども問題になっている今こそ、利用率を高めてはいかがかと思

います。

今年度、既に実施された区内のお祭りやイベントで、これらリユースの貸出し備品はどの程度活用されたのでしょうか。

その実績と課題を伺います。

また、地域や主催者側の中には、区が備品貸出しサービスを行っていること自体を知らないケースも見受けられます。

今後の各種イベントに向けて、認知度を向上させるための周知・PRに取り組むべきと考えますが、区の今後の取組について伺います。

最後の5点目は、「防災減災の取組」についてです。

今月も地震や風水害の報道が頻発しており、誰もが防災意識を高める必要があります。

そこで、地域コミュニティが主導する「地域の防災訓練」及び子供や子育て世帯の防災減災意識の向上に焦点を当てて質問をいたします。

昨年度、区で初めて実施された「防災フェスタ」は、多くの区民の参加が確認でき、子供と保護者から大変好評だったと聞いております。

昨年度の成果を踏まえ、今年度はどのような工夫の余地があるとお考えでしょうか。

例えば、区が締結している「キッチンカーとの災害協定」は、こうしたイベントの場で実際に協定に参画しているキッチンカーを出店してもらいながら、区民に、その意義と役割を広くPRしてはいかがでしょうか。

協定が災害時にどう生かされていくのかを周知する絶好の機会と考えます。

また、現在の地域の防災訓練における大きな課題として、子供連れのファミリー層、いわゆる子育て世代の参加がなかなか進んでいないという現状は区も課題として認識をされています。

次代を担う子供たちの意識の醸成には、訓練の開催の仕方や見せ方に工夫が必要です。

例えば、子供たちが楽しみながら基本を学べる「こども向けの防災検定」や国土交通省が公開して話題となっている「マインクラフトで学ぶ治水と防災」のようなデジタルシュミレーション、国内最大級のマインクラフトコンテストでは、教育版マインクラフトを使って子供たちが協働で取り組む「未曾有の災害から人類の命をまもれ！」が開催されました。

「もしも」を自分事として捉え、考え抜いた防災のアイデアや工夫が込められた渾身の作品をプレゼンテーションする取組です。

子供が「行きたい、やってみたい」となれば、親世代も必然的に地域の防災訓練に関心を寄せ足を運び、そこから地域コミュニティとのつながりも生まれます。

「型にはまった訓練」から脱却し、教育分野の枠を超えた選択肢が広がってきた今こそ、多世代交流型の避難訓練が必要です。

そこで伺います。

区の災害対策・危機管理課が、4月に新たなポストを設け、自衛隊を退官された部長をお迎えになりました。

国を護り、災害現場、被災地で多大な貢献が認知されている自衛隊で指揮されるお立場だった幅広い知見と実績に期待をしております。

今後は、防災教育・訓練を次世代にも広げ、子育て世帯の防災減災意識の向上と、地域の防災力強化に向け、どのように取り組んでいかれるのか、区の方針と手段の再検討、構築について区の見解をお示してください。

以上、5点の事項について質問させていただきました。

明快で前向きな答弁を期待し、私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／小野議員のフレイル予防に有効な情報提供に関する御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、フレイル予防を推進するためには、高齢者への栄養や運動など直接的なアプローチに限らず、地域との関わりを持っていただくことも重要であると認識しております。

区内では、区や社会福祉協議会はもちろんのこと、町会やボランティア団体などの主体が、直接的、間接的にフレイル予防につながる様々な地域活動に取り組んでおります。

こうした活動の情報発信を行う上で、社会福祉協議会が果たす役割は非常に大きく、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー、CSWをはじめ、社会福祉協議会の職員が、活動支援などを通じて情報収集を行い、高齢者が訪れる様々な場所でこうした情報をお伝えすることが有効であると考えております。

この6月には社会福祉協議会が新たに3か所目の拠点である番町分室を開設いたしました。今後は、区と社会福祉協議会3拠点の連携によって、これまで以上にきめ細やかな情報発信と地域活動の支援に努めてまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／小野議員の持続可能な地域活動に向けた支援の在り方に関する御質問にお答えいたします。

町会支援プログラムの実施に当たりましては、町会の実情に即した支援を行うとともに、目的や進め方、町会と区の役割を分かりやすくお示しすることが重要であると認識しております。

各町会の課題を伺い、整理をした上で、デジタル化、運営体制の見直し、加入促進、法人化等、状況に応じたメニューを組み合わせ、町会の主体的な取組を伴走して支えてまいります。

一方、申込み後の確認事項やヒアリング、課題整理、支援内容の調整から実施までの流れにつきましては、町会の皆様に十分お伝えできていない面もあったかと思います。

このため、各段階で何を確認し、どのように合意形成を図るのかを、パンフレットやホームページ等で示し、説明機会の充実にも努めてまいります。

デジタル化支援につきましては、町会の活用イメージと支援内容との間に認識のそごが生じないように、御意向を確認した上で、複数の選択肢や他の助成制度へのおつながりも含め、町会が主体的に判断できるよう支援してまいります。

認可地縁団体への移行支援につきましては、申請の流れ、必要書類、法人化のメリットや留意点などについて、具体例を交えてまとめたガイドラインやリーフレットを作成し、説明会の開催も検討してまいります。

こうした取組を通じて、町会に寄り添った情報提供と職員対応の効率化を実現してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／小野議員の、イベントごみの軽減とリユース食器貸出しに関する御質問にお答え申し上げます。

本区では地域のイベント等に際し、使い捨て食器の使用を控えることによるごみの減量やリサイクル意識の醸成、あるいは発生するごみの適正な分別を促すために、リユース食器や分別ごみ容器の貸出しを平成16年度から実施しております。

今年度におきましては6月までに15件の申請をいただき、8件の御利用を、また、昨年度、令和7年度におきましては37件の御利用をいただいているところでございます。

一方、コロナ禍以前の令和元年度までは、毎年90件以上の御利用があった状況と比較をいたしますと、利用は低迷しております。

したがって、今後、御利用いただいている団体へ、あるいは、かつて御利用いただいていた団体へヒアリングを行い、使い勝手や利用の仕方などについて改善点を探ってまいりますとともに、利用促進に向けた本事業の周知の在り方につきましても工夫をしてまいります。

議長／ゼロカーボン推進技監。

ゼロカーボン推進技監／小野議員のヒートアイランド対策に関する御質問にお答えいたします。

ヒートアイランド対策につきましては、猛暑の深刻化を踏まえ、区として重要な課題であると認識し、緑化や遮熱対策などを進めてきたところです。

御指摘のとおり、日よけ等の対策技術につきましては、効果の高い手法を取り入れていく

ことが重要です。

そのため、区が設置する日よけにつきましても、新たな素材についての情報を整理し、検討してまいります。

また、ヒートアイランド対策助成制度に関しては、御指摘のとおり、これまで菜園やレインガーデン等の対象拡充を行ってきたところです。

今後とも、最新の技術動向や効果を踏まえ、対象要件の明確化も含め、適時見直しを行ってまいります。

区といたしましては、引き続き、効果的な酷暑対策の推進に取り組んでまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小野議員の、職員の意識醸成や職員間のコミュニケーション等に関する御質問にお答えいたします。

現在区では、組織目標管理や予算編成方針など、様々な機会を通じて、第4次基本構想をはじめとする、区の基本的な方向性等を庁内で確認・共有しながら取組を進めています。

また、時代の変化に対応し、質の高いサービスを提供し続けられる持続可能な区政運営を実現するためには、職員の意識改革やコミュニケーションの活性化を図り、所管を超えた連携を強化していくことが重要です。

そのため、ワークプレイス変革に取り組むだけではなく、全管理職や職員を対象とした、課題や挑戦などを考え共有するワークショップの実施、職員の挑戦や前向きな取組、職場紹介などを共有する職員向け広報誌「暁」の発行などに、特別職も参画しながら取り組んでいるところです。

令和8年度は、組織変革の取組を通じて、パーパスをさらに浸透し意識改革を図るとともに、政策経営部が推進役を担うなど、組織横断的な困難課題の検討体制をより一層強化していくことで、所管を超えて複雑化する課題に対応してまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／小野議員の、千代田区の未来を創る職員の活躍に関する質問のうち、ラストワンマイルの達成に必要なマインドとスキルに関する御質問にお答えいたします。

区民ニーズが多様化・複雑化する中、行政サービスを真に必要とする方へ確実に届けていくためには、職員一人一人が区民目線で考え、地域に足を運び、現場で課題を発見し、関係者と協働しながら解決策を導き出す姿勢が重要です。

また、ラストワンマイルの実践には、傾聴力、調整力、交渉力に加え、多様な意見を引き出し、合意形成を図るファシリテーション能力も必要です。

これまでも、新規採用職員等を対象に、まち歩きや福祉施設見学など、現場を知る機会を

設けております。

今後も職員が地域に出向き、地域や現場を学ぶ機会の充実について検討してまいります。
さらに、ファシリテーション能力の向上についてですが、高度なファシリテーション技術は外部人材の知見も活用しながら、職員自らが対話の場づくりや合意形成を担えるよう、職員の能力向上との両輪で進めてまいりたいと考えております。

D Xで創出された時間を、区民との対話や地域へのアウトリーチに振り向けることで、より質の高い区民サービスにつなげていくことは重要な視点ですので、他自治体の事例も参考にしながら、研修や実践の場を通じて職員が経験を積み、庁内にノウハウを蓄積できる仕組みを研究してまいります。

議長／災害対策・危機管理担当部長。

災害対策・危機管理担当部長／小野議員の防災減災の取組に関する御質問にお答えいたします。

昨年度初めて開催した防災フェスタは、多くの区民の皆様に御参加いただき、特に子供や保護者に防災を身近に感じていただく絶好の機会となりました。

今年度は、親子で参加しやすい劇場型プログラムや参加型企画の充実を図り、防災を「知る」だけではなく「体験し、行動につなげる」工夫を進めてまいります。

また、キッチンカー事業者との災害協定につきましても、その意義や役割を区民に分かりやすく周知することが重要であり、今年度の防災フェスタにおいては、協定に参画しているキッチンカーに出店してもらい、効果的な情報発信の機会となるよう調整しております。
さらに、子育て世帯の訓練参加が進んでいない点については課題であると認識しており、子供が関心を持ち、楽しく学べる内容や体験型・デジタル活用などの手法も取り入れながら、参加しやすい訓練の実施に努めてまいります。

本年4月に危機管理体制の強化を図ったところであり、今後は、関係機関や地域との連携を一層強化し、多世代が参加しやすい防災教育・訓練の推進を通じて、子育て世帯を含めた地域防災力の向上に取り組んでまいります。

議長／次に、18番岩田かずひと議員。

岩田議員／2026年、第2回定例会、一般質問をさせていただきます。

「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」についてお伺いします。

こども誰でも通園制度とは、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず利用できる環境を提供することを目的とした制度です。

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制

度であり、今年度から国の新たな給付制度として本格実施されています。

千代田区では、昨年度に先行して試行的事業を実施しており、今年度の本格実施に向けて児童の受入枠を拡充するため、実施事業者を募集しました。

千代田区において、認可保育所、認定こども園、幼稚園等を運営している事業者が事業実施施設ですが、0歳6か月から満3歳の誕生日の2日前であり、かつ、保育所、認定こども園、幼稚園等に通園していない子供であることを要件に、子供1人当たり月10時間の利用を限度とするという制約はあるものの、遊びや体験等を通じて子供の成長を支援するという、子育て世代にとってはありがたい制度であると認識しております。

ただ、この制度が名前のとおり本当に「誰でも」通園できているのかお伺いします。

私のところに「書類をかき集め何度も区の窓口に通い、その挙げ句に通園が叶わなかった」という声が届いております。

通園できない理由としてどのようなものが挙げられるのか、お答えください。

また、この「誰でも通園制度」が利用できない方は、どのようにすれば通園できるのか、個別具体的にはお答えが難しいようであれば後日相談させていただきますが、よくある例としてお答えください。

次に「二番町再開発」について質問します。

6月7日に第4回番町次世代シンポジウムが開催され、日本テレビから基本計画の説明がありましたが、住民の声を聞くと、説明が漏れている点や分からない点があり、また、間違った理解をしている人が少なくないようです。

区や日本テレビの認識と異なり、「地域の二分状態」が収まったとは言えないという声も多く聞いています。

二番町計画の附帯決議では、「事業者が地区の要望を受け止めて上限にゆとりを持った計画内容とすることを、今後の建築物の設計段階においてその可能性について事業者と十分に協議すること。また、計画されている公共施設の在り方を含めて、様々な観点から質の高い計画になるように十分に協議すること」を求めています。

環境まちづくり委員会では、前まちづくり担当部長が環境影響等について、「日テレからの基本計画が出てから検討・協議する」と繰り返されていました。

また、区の担当者は「与件の整理・提示は1回で終わるものではないので、日テレに提示したのが、与件の全てとは言えない」とおっしゃっていました。

委員会でもこれは繰り返し確認されています。

したがって、番町次世代シンポジウムが今回で終わりというのはどう考えてもおかしいので、住民、関係機関と事業者との間で情報共有を図り、意見交換を重ね、よりよい計画するための機会の設定をお願いしたい次第であります。

基本計画が出た今、学識経験者委員の先生方のお時間を取らせる必要はなく、基本計画を基にした、シンプルな説明会で十分だと思います。

そもそも番町次世代シンポジウムは登録制で、ハードルが高かったとの声も多く聞いてい

ますので、番町住民が誰でも気軽に参加できる形が望ましいです。

こうした場の必要性の理由は大きく分けると3つあるので、整理して申し上げます。

第一に、前環境まちづくり担当部長は、基本計画が出ないと議論ができないとのことで基本計画を急がせていました。

これは繰り返しおっしゃっていました。

なので、基本計画が出たが、議論すらしていない第4回番町次世代シンポジウムで終わりでは、話が違ってしまいます。

これからが対話の始まりのはずです。

第二に、第4回番町次世代シンポジウムの内容の問題です。

在住者と在勤者の比率はどうだったのでしょうか。

これまでと違い、在住の方と、在勤の方の感想や意見の分類ができていませんでした。

初めての参加者が多かったとのことでしたが、初めての方には専門的で非常に理解しにくい内容だったとの声が届いています。

また、これまで参加されていた方でも、例えば中央通りの車の導線がどうなるか、何を取り下げられたのか分かっていない方が、一人、二人ではないことが分かりました。

再度説明が必要なのではないでしょうか。

また、第4回番町次世代シンポジウムでは住民が発言できず、ボードに貼った紙に書いただけの質問に日テレが答えず、学識経験者委員がコメントして終わっている質問もありました。

自分の書いたものが取り上げられなかった、という声も多く寄せられています。

住民が、学識経験者委員ではなく、事業者と対話できる機会がないと、基本計画を出させた意味がないと思います。

時間の関係であるやり方になったという話もありますが、皆さんの意見を聞く場は何回あったでもいいはずですよ。

それは附帯決議が区に求めている「努力」だと思います。

第三に、住民の不満は具体的には主に以下のとおりです。

地下通路拡幅が取りやめになりましたが、利用者の増加を踏まえて、地域ではこの拡幅が大いに期待されていました。

しかし、それが実現しなかったことで容積率削減のペナルティーが日テレに課されました。

とはいえ、僅か12%の容積率削減のペナルティーを負えば、取り下げてよいというものではないと思います。

そして日テレ基本計画の中の容積率削減はペナルティーによるもので、できる限り下げること、という区長からの要望書に応じたものにはなっていません。

「日テレが努力をした結果とは思えない」「日テレの採算上の事情によるものだ」「区長からの要望に真剣に対応したとは言えない」との意見を近隣の方から何件も聞いています。

また、都市計画案での地下通路拡幅と表層仕上げは70%分の容積率積み上げの根拠にな

ることでした。

地下通路拡幅をやらないので12%分下げられますが、容積率積み上げはまだ58%分も残ります。

結果として表層整備をするだけでも、それほどの積み増しになるとしたら公正ではないと感じます。

高さは日テレの説明では、結局76メートルにするようですが、説明がおかしいとの声が多々寄せられています。

資料の図に、塔屋を除く建物の高さが書かれていません。

資料でも説明でも、86メートルを76メートルに10メートル下げたようになっていますが、塔屋は建築基準法には含まれないので、元が86メートルという説明はおかしいです。

80メートルから4メートル下げただけなのではないでしょうか。

もし、元が86メートルというなら、当該都市計画の「上限を80メートルとする」に反しています。

説明のやり直しをするべきです。

住民は車道だけでなく歩道の混雑も心配していますが、全体の人流の増加は説明されませんでした。

都計審に出した段階では4000人も歩行者が増えるとなりました。

これ自体これまで説明されたことがないのではないのでしょうか。

就業者数の見積りも少ないとの声が多いです。

訪問者数は何人を想定されているのでしょうか。

そして、交通量ですが、日テレがあった頃は大変な渋滞であったり、交通事故が多発していました。

同じことが起こらないと言えるのでしょうか。

調査では観測地点が少ないのでもっと詳しい調査をお願いします。

就業者数の前提として基本計画では2800人から3000人増だと言っていたと思いますが、2層分減らしても容積率があまり変わっていないので、就業者数があまり変わらないです。

つまり、住民の、混雑に対する不安の解消になっていません。

また、賃貸ビルなので、就業者数の上限を契約に入れることは当然ですができません。

訪問者を含め、最大の可能性のある数字を出させ、混雑状況のシミュレーションを出させるべきです。

ビル風が住民の生活に最も影響を与えるので、「この前の説明では分からなかった」「日テレの誠意が感じられなかった」と近隣住民の方々は非常に心配されています。

日テレには、複数の方法によるシミュレーションを出させ、分かりやすく説明し、具体的

な対策方法を出させるよう指導していただけないでしょうか。

エリマネジメントについてですが、第2回シンポジウムで「エリマネは地域貢献のカモフラージュではないか」「イベントで稼ぐとなると本末転倒ではないか」「静かに暮らしたいので広場でイベントをやるのならエリマネはいらない」との声がありました。

当該、今回問題になっている二番町再開発のあの場所は地権者が日テレ1社のために、無理やり地区計画を変えて地区が分断されました。

エリマネはかえってそれを助長しかねません。

学識経験者の委員も、エリマネは住民の負担にもなり得ると言っていました。

公共的なものなら、区が借り上げてすっきりと公共の運営にしたほうがよいと思います。

御検討をいただけないでしょうか。

以上のことから、「シンポジウム」という名前でなくても、非公式のものでも構いませんので、住民と区と日本テレビとの話合いの場を設けていただきたいと思います。

区としての考えをお答えください。

最後に「官製談合事件」について質問します。

令和6年7月17日の調査報告書に「8人にヒアリングをした」とありますが、それは誰なのかお答えください。

個人名を出せないのであれば当時の役職名をお答えください。

次に、逮捕された元議員が、健康上の理由ということで委員会などを欠席していたということがありました。

当時それを指摘しましたところ「個人情報最たるものなのだから出せるわけがないだろ」と声高に叫ぶ議員がおりましたが、結果は皆さん御存じのとおりで、あの欠席届が本当は健康上の理由ではなかったのではないかという疑念が持たれます。

そこで質問します。

当該元議員はこの欠席届についての診断書を提出したのか、お答えください。

区は元議員に対して診断書は求めたのか、お答えください。

もし提出を求めているとしたら、なぜなのかお答えください。

元議員が除名などの処分がなされていないとはいえ、本人が健康であるにもかかわらず委員会等を欠席した理由を「健康上の理由」として詐術を用い不当に議員報酬を得ていたとしたら問題だと思いますが、法的には問題ないのか、お答えください。

また、それを確認せずに報酬を払っていた区に責任はないのか、お答えください。

前回の一般質問の際の再質問でもお答えにならなかった質問もありますので、それぞれお答えください。

次に、千代田区職員等公益通報条例第5条について、同条1項は、正当な公益通報をしたことによっていかなる不利益取扱も受けない。

同条2項は、正当な公益通報をした者がそれ以降に受けた不利益取扱は、特段の事由がない限り、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定されると明記されている

点を指摘しましたところ、政策経営部長は、あくまで推定であって、みなし規定ではありません。

私どもとしてはそれに対する十分な反証を先ほどの御答弁で申し上げたつもりでございましてと答弁されました。

つもりはしょせんつもりに過ぎないのですが、どこが十分な反証なのか、どのような証拠を示したのか、お答えください。

また、その答弁が反証として十分な証拠であると誰が判断したのかも併せてお答えください。

まさかとは思いますが、疑われている側が自分で判断するようなことはないと思いますので、念のためお聞きします。

もしそのようなことが許されるなら、職務質問中の対象者が自ら、自分は疑わしくありません、自分で判断したので間違いありませんと、見苦しい言い訳をして逃げ切れることになってしまいますので、お答えください。

次に、政策経営部長は以前、元部長が条例の正当な公益通報をした者に該当するかは議論のあるところだと思いますと答弁されました。

それではその点、議論してください。

何なら今でも構いませんので、元部長が条例の正当な公益通報をした者に該当するのか、お答えください。

最後に、野々上弁護士の提出した報告書の留保についてお伺いします。

政策経営部長は以前、弁護士には強制的捜査権はないので、可能な範囲で行っているから事実認定に限界があるので留保したというのが区の認識であると。

議長／岩田議員、発言通告に出ていないのですけれども。

岩田議員／時間を止めてください。

議長、時間を止めてください。

止めてください、時間を。

止まらないなら発言しますけど。

議長／発言通告に出ていないものを。

岩田議員／発言通告に何て書いてありますか。

議長／書いてあるとおりですけど。

委託契約書についてなど明らかにすべき点は改めてと、自分の閲覧してきた刑事確定記録に基づいてという。

岩田議員／明らかになっていない部分があったので、明らかになっていない部分を今、質問しています。

議長／ただ、発言通告から読み取れる私の理解ですと、岩田議員の発言は通告の範囲を超えているように感じましたので。

岩田議員／官製談合事件の話です。
官製談合事件などの関連事項です。

議長／関連といえば、全て関連となってしまうので。
続けますか。

岩田議員／続けます。
お願いします。

議長／じゃあ、スタートと言ったら。

岩田議員／始まっていますね。

最後に、野々上弁護士が提出した報告書の留保についてお伺いします。

政策経営部長は、以前、弁護士には強制的捜査権がないので、可能な範囲で行っているから、事実認定に限界があるので留保したというのが区の認識であると答弁されましたが、その認識は野々上弁護士と同じであるのかお答えください。

そして、区から野々上弁護士に依頼した報告書について発生原因を明らかにせよとの依頼なのに、限界があるという中途半端になっているのでは未完成な報告書と言わざるを得ません。

また、刑事訴訟法上の証拠にアクセスできないから限界があると言っていましたが、区が刑事確定記録を閲覧した今、アクセスできたのであるから、新たな報告書を作成すべきであります。

その意思はあるのかお答えください。

加えて、日弁連の提唱する第三者委員会の設置を求めます。

以上で質問を終わります。

議長／子ども部長。

子ども部長／岩田議員のこども誰でも通園制度についての御質問にお答えします。

こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況にかかわらず、0歳6か月から3歳未満の子供を対象に、保育や集団生活を経験する機会を提供するとともに、子育て家庭の不安や孤立感の軽減を図ることを目的とするものでございます。

区では令和7年度、6施設での試行実施を踏まえ、令和8年度の本格実施を迎え、区内10施設で、順次開設しております。

通園できない子供がいるとの御指摘ですが、理由としては希望する施設や日時に空きがない場合や、対象児童の年齢に対応したクラスや保育環境が整っていない場合などがございます。

この場合、空きのある施設や一時預かりなど、ほかの制度の利用を御案内するなどの対応をしております。

今後は、施設の利用状況や利用者アンケートなどを通じて利用実態やニーズを把握し、先述の目的を達成するため鋭意取り組んでまいります。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／岩田議員の二番町地区再開発に関する御質問にお答えいたします。

初めに、「第4回シンポジウム」参加者における在住者と在勤者の比率は、在住86%、在勤14%でした。

シンポジウムでは、建築主である日本テレビ放送網株式会社からは、本区の要望事項への回答及び基本計画の説明が行われ、学識経験者によるワークショップ形式が実施されました。

参加者からの質問は全て分類された上でその場で回答が示され、基本計画に対する参加者の反応も、会の終了時に大きな拍手が起こるなど、おおむね受容的であったものと認識しております。

このため、今後の開催は予定しておりません。

次に、地下鉄連絡通路の工事中止についてですが、同工事を実施しない場合における地区計画の規定に沿った運用となっております。

次に、建物高さ、その他計画概要についてですが、基本計画の実現に必要な建築基準法等による申請手続に先立ち、区や東京都の条例に基づく周辺への計画周知や説明会等の開催が制度として設けられていることから、これらの機会を通じまして、建築主による丁寧な説明が図られるべきものと承知しております。

最後に、エリアマネジメントは、対象地域の魅力・価値向上を目的とした地域が主体となった活動であり、区は今後、地域特性等を踏まえながら、昨年12月に策定いたしました「千代田区エリアマネジメントのすすめ」に沿って取り組んでまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／岩田議員の官製談合防止法違反事件に関する御質問についてお答えいたします。

ヒアリングを行ったのは、有罪判決を受けた２名、元副区長、一般職の区職員及び元区職員合わせて５名の計８名です。

元議員についての御質問につきましては、議会において対応すべきもので、お答えする立場にはございません。

そのような御質問につきましては、これまで本会議や特別委員会で御答弁してきたとおりでございます。

議長／岩田議員。

岩田議員／再質問します。

答弁漏れがあります。

まずは、反証しましたという話ですよね。

これ、どこが反証なのかということを答えていない。

反証というのは、ある主張や仮説が間違えているということを示すために、それと矛盾する証拠とか、そういう事実を示すのが反証です。

部長が言っているのは、ただ、反論しただけ、子供のけんかでわいわいと言っただけで、全然反証じゃないんです。

だったら、その証拠とか事実を示してくださいというのが、まず一つ。

そして、もう一つは、その報告書の話ですよね、報告書。

その報告書はどうなっているんだと。

もう刑事訴訟法の証拠にアクセスできているじゃないですか。

だったら今までとは違うんだから、ちゃんと報告書もやり直して、書き直すべきなんじゃないですか。

こういう何か、言いたくはないですけども、ちょっとごまかしをされているような感じがあるわけですよ。

だからこそ、第三者委員会が必要なんじゃないんですかと言っているんです。

日弁連の提唱する第三者委員会の設置と新たな報告書の作成を求めますが、いかがでしょうか。

質問も併せてお答えください。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／岩田議員の再質問についてですが、そちらにつきましても、これまで御答

弁してきたとおりでございます。

議長／以上で一般質問を終わります。

これより日程に入ります。

日程第１から第１１を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第３６号千代田区特別区税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、特別区民税に関し、所要の改正を行うものでございます。まず、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を見直すとともに、医療費控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を見直すものでございます。令和９年１月１日から施行いたします。

次に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を見直すほか、寄附金税額控除の算定に用いる税率について、規定を整備するものでございます。

令和１０年１月１日から施行いたします。

このほか、規定整備につきまして、公布の日から施行いたします。

次に、議案第３７号千代田区印鑑条例の一部を改正する条例でございます。

まず、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、個人番号カード等を利用して行う印鑑登録証明書の申請等について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の利用も可能とするものでございます。

また、電気通信事業法の一部改正に伴い、条例中において引用する同法の条文について号ずれが生じたため、規定を整備するものでございます。

公布の日から施行いたします。

次に、議案第３９号三崎橋補修等工事請負契約についてでございます。

三崎橋補修等工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額６億９３００万円、契約の相手方は、ショーボンド建設株式会社東京支店となつてございます。

令和８年度一般会計、環境まちづくり費、令和９年度及び令和１０年度債務負担行為として、予算の御議決をいただいているものでございます。

次に、議案第４０号災害対策用備蓄物資食料の購入についてでございます。

災害対策用備蓄物資としてアルファ化米等の食料を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は、１億２１１０万７３９８円、購入先は株式会社清水商会東京支店となつてございます。

令和８年度、一般会計、総務費として予算の御議決をいただいているものでございます。

次に、議案第４１号電子黒板等の購入についてでございます。

機器の更新のため、電子黒板等を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は、３７８４万円、購入先は、ジャンボ株式会社となっております。

令和８年度、一般会計、子ども費として予算の御議決をいただいているものでございます。

次に、議案第４２号避難所環境整備に係る物資の購入についてでございます。

避難所環境整備に係る物資として避難所用簡易ベッド等を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は、２６７９万６０００円、購入先は、ロイヤル防災株式会社東京支店となっております。

令和８年度、一般会計、総務費として予算の御議決をいただいているものでございます。

次に、区立内幸町ホール改修工事関係の一部変更契約につきまして、２件の案件を一括して御説明申し上げます。

いずれも、令和７年第２回区議会定例会において御議決いただきました、区立内幸町ホールに係る工事請負契約につきまして、契約工期の延長及び諸経費の増額のため、契約変更するものでございます。

このうち、議案第４３号区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約の一部変更についてにつきましては、変更前の契約金額、２億２０７９万１８９０円から、５．７％増加し、２億３３４５万３０００円となっております。

次に、議案第４４号区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約の一部変更についてにつきましては、変更前の契約金額、１億６４９１万２０００円から、６．５％増加し、１億７５５９万３０００円となっております。

次に、議案第４６号清洲橋通り南歩道拡幅工事請負契約についてでございます。

清洲橋通り南歩道拡幅工事施行のため請負契約を締結するもので、競争入札に付し落札者がいないことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定に基づき、随意契約するものでございます。

契約金額は、３億９９１９万円、契約の相手方は、常盤工業株式会社となっております。

令和８年度、一般会計、環境まちづくり費及び令和９年度債務負担行為として予算の御議決をいただいているものでございます。

次に、議案第４７号五十通り歩道拡幅工事請負契約についてでございます。

五十通り歩道拡幅工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は、２億６７６３万円、契約の相手方は、株式会社歩土建工業千代田支店となっております。

令和８年度、一般会計、環境まちづくり費及び令和９年度債務負担行為として予算の御議決をいただいているものでございます。

次に、議案第４８号モバイルバッテリー等の購入についてでございます。

学習用タブレット端末の周辺機器としてモバイルバッテリー等を購入するもので、競争入

札に付しましたが落札者が辞退しております。

再度の競争入札に付した場合、現行機器の賃貸借期間を延長する必要がありますが、賃貸借契約に係る経費の増額となるほか、機器の不具合も生じているため、再度、競争入札を行うことはせず、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、落札者を除く最低価格で応札した者と随意契約をするものでございます。

購入金額は、3729万円、購入先は、富士電機ITソリューション株式会社となっております。

令和8年度、一般会計、子ども費として予算の御議決をいただいているものでございます。

以上、11議案につきまして御説明を申し上げます。

どうぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました11議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第12及び第13を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第35号令和8年度千代田区一般会計補正予算第2号につきまして御説明申し上げます。

補正前の額、913億7356万7000円に、1224万円の予算額を追加させていただきます。

内容は、民生・児童委員の活動支援に要する経費の追加でございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は、913億8580万7000円となっております。

次に、議案第38号千代田区立神田錦町福祉施設条例でございます。

高齢者や障害者などの自分らしい生活を支援するとともに、人々の交流を通じた、まちの活性化やにぎわいを形成することによって、区民福祉の向上に資するため、神田錦町福祉施設を設置するものでございます。

施設は、指定管理者による管理といたします。

規則で定める日から施行いたします。

以上、2つの議案につきまして御説明申し上げます。

どうぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました２議案は、いずれも文教福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第１４を議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第４５号特別区道千第５７８号（多町大通り南）及び周辺路線における電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事の委託に関する施行協定の締結についてにつきまして御説明申し上げます。

多町大通り南及び周辺路線における電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事を内容とする委託協定を締結するもので、協定金額は、２億５７４７万５２７０円、相手方は、公益財団法人東京都道路整備保全公社となっております。

令和８年度、一般会計、環境まちづくり費及び令和９年度債務負担行為として、予算の御議決をいただいているものでございます。

以上、御説明申し上げます。

どうぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました議案は、環境まちづくり委員会に審査を付託したいと思います。が、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第１５から第１８を一括して議題にします。

執行機関から報告をお願いします。

副区長。

副区長／報告案件４件につきまして、御説明申し上げます。

まず、報告第4号令和7年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてでございます。

昨年第2回区議会臨時会及び本年第1回区議会定例会におきまして御議決いただきました、令和7年度一般会計予算の繰越明許費16億1021万9000円のうち、繰越額は10億8796万1000円となります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告するものでございます。

繰越明許費と繰越額との差額につきましては、物価高対応子育て応援手当や公園・児童遊園の整備などに係る予算が、年度内に一部執行することができたことなどにより、減少したものでございます。

次に、報告第5号及び第6号の区立内幸町ホール改修工事請負契約及び電気設備工事請負契約のそれぞれ一部を専決処分により変更した件についての2件でございます。

いずれも、契約工期の延長及び諸経費の増額のため、専決処分により契約変更したもので、工事請負契約につきましては、契約金額3億7950万円を3億9800万2000円に、電気設備工事請負契約につきましては、契約金額1億9129万円を1億9784万6000円に変更いたしましたので、御報告するものでございます。

次に、報告第7号専決処分により損害賠償額の決定をした件についてでございます。

区が賃貸借契約により貸与を受けていた車両が交通事故によって全損となり、当該契約を中途解約（？）したことに伴い、損害金の支払義務が生じたため、専決処分により、区の相手方に対する損害賠償額、177万6200円を決定いたしましたので、御報告するものでございます。

以上、4件につきまして御報告いたしました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長／報告します。

本日までに受理しました請願は、お手元に配付しました請願付託一覧表のとおり、いずれも企画総務委員会に付託しました。

報告を終わります。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、7月10日午後1時から開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、御了承願います。

散会します。